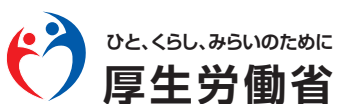
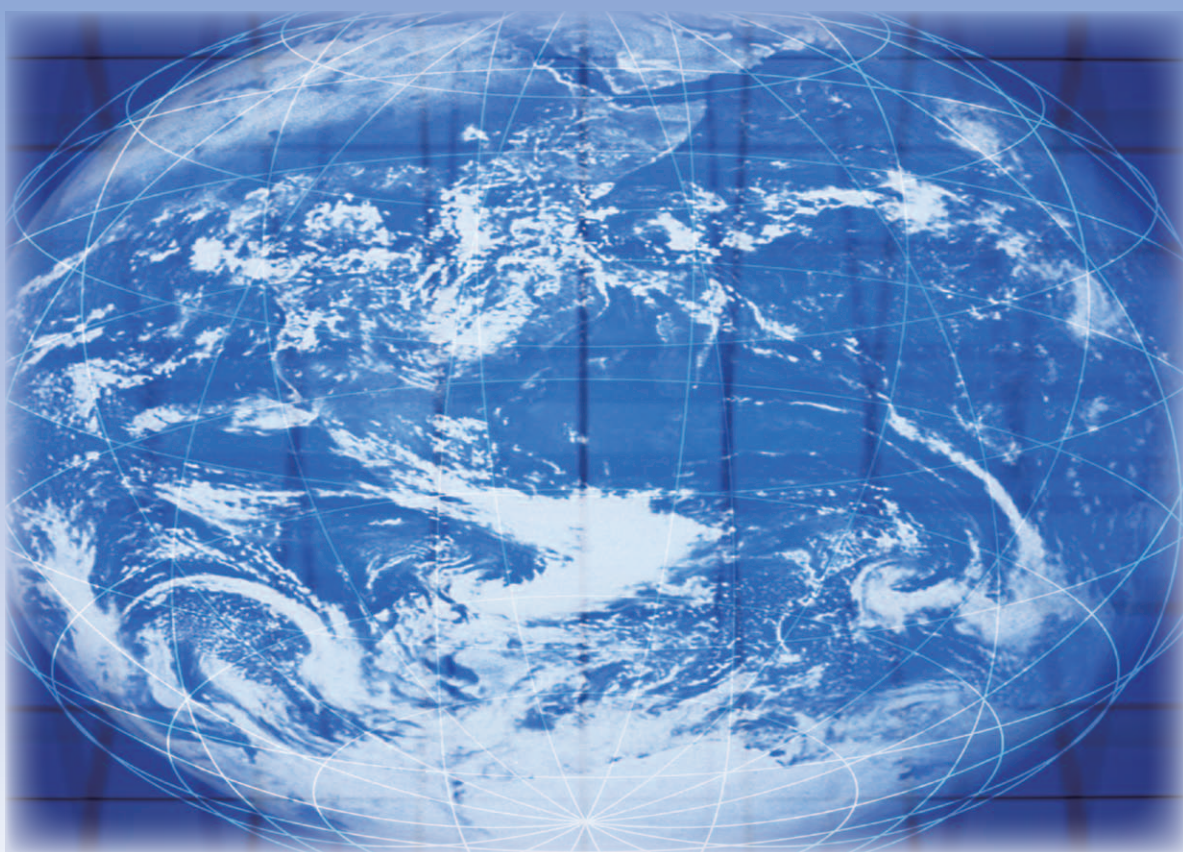


# 労働行政のあらまし

Profile 2012



ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省



東京労働局

東京労働局

労働基準監督署／公共職業安定所

# 平成 24 年度 東京労働局 の最重点目標とその取組

## 働くことがむくわれ る社会をめざして

誰もが健康で安心して働ける社会を実現するため  
東京労働局、労働基準監督署及びハローワークは組織の総力を挙げて取り組みます。

### 1 ハローワークのマッチング力を強化し、安定した雇用の実現を図ります。

- ◆求職者ニーズの把握に努め、的確な求人開拓を行うとともに求職者個々の状況に応じたきめ細やかなマッチング支援を実施します。
- ◆新規学校卒業者等の求人確保を図り、学校との連携を強化して学卒ジョブサポーターによる就職支援を実施します。
- ◆企業の雇用管理の改善を図り、高齢者及び障害者の雇用を促進します。
- ◆雇用保険制度の適正な運営により、労働者等の保護を図るとともに、早期再就職の実現を推進します。
- ◆求職者支援制度等の活用により、雇用保険を受給できない方等への職業訓練による能力形成を通じ、早期就職の実現を推進します。
- ◆改正労働者派遣法も踏まえつつ、派遣元事業主、派遣先、職業紹介事業者に対して、法制度の周知徹底、的確かつ厳正な指導監督を実施し、派遣労働者等の保護及び雇用の安定の充実に努めます。

### 2 働き過ぎ、賃金不払、解雇などの問題に、優先的に対応します。

- ◆長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、賃金不払残業の解消を図ります。
- ◆賃金不払や解雇などの申告事案に、優先的に監督指導などを実施します。
- ◆労働災害防止対策、メンタルヘルス対策などの推進を図り、労働者の安全と健康の確保に努めます。
- ◆改定された最低賃金の周知・広報と履行確保に努めます。
- ◆労働に関する相談に的確に対応します。

### 3 男性も女性も安心して働ける環境を作ります。

- ◆妊娠・出産、育児休業等による不利益取扱、職場におけるセクシュアルハラスメント等に係る相談に、的確かつ厳正に対応します。
- ◆改正育児・介護休業法の全面施行にあたり、中小企業を中心に、改正内容の周知徹底を図り、規定整備、制度の定着を促進します。
- ◆パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保等を図ります。

## 労働行政のあらまし ～Profile 2012～ 目次

### 第1章 組織・業務

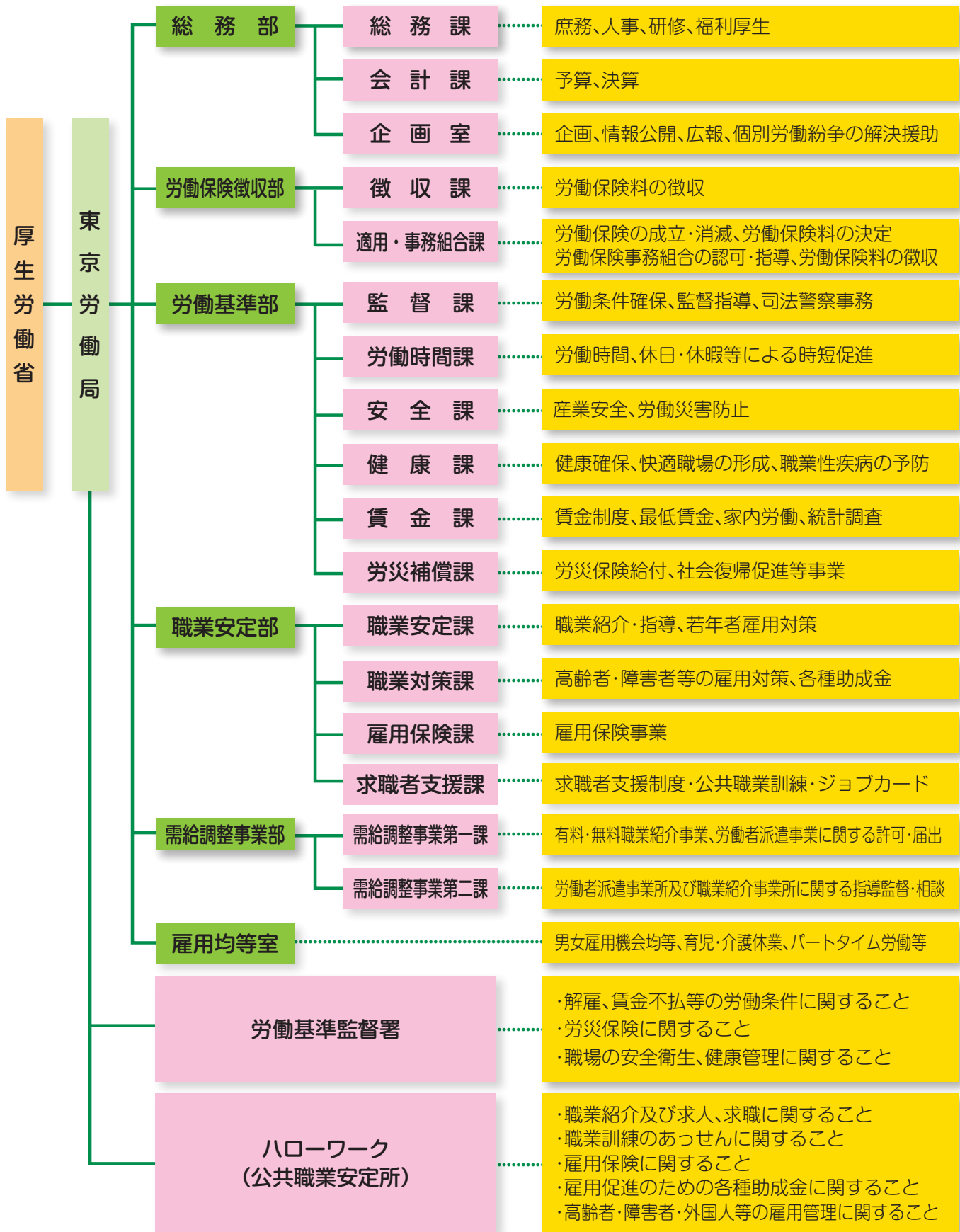
東京労働局の組織	3
労働に関する相談窓口のご案内	4
労働基準監督署の業務	5
ハローワーク(公共職業安定所)の業務	5
主な制度のご案内	7

### 第2章 平成24年度の重点対策

I 職業安定の分野	9
II 需給調整事業の分野	14
III 労働基準の分野	16
IV 雇用均等の分野	21
V 労働に関する相談の分野	24
VI 労働保険適用徴収の分野	25

労働基準監督署一覧	27
ハローワーク(公共職業安定所)一覧	28
東京労働局所在地案内	裏表紙

# 東京労働局の組織



# 労働に関する相談窓口のご案内

※各窓口の所在地・電話番号等は27ページ以降をご参照ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>◆解雇・賃金不払い等の労働条件に関する相談</li> <li>◆労災保険に関する相談</li> <li>◆労災年金受給者の年金・介護に関する相談</li> <li>◆就業規則の作成・変更などについての相談</li> <li>◆職場の安全衛生・健康管理に関する相談</li> <li>◆労働時間に関する相談</li> </ul>	<p><b>労働基準監督署</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆求人・求職の相談</li> <li>◆求職者のための失業等給付に関する相談</li> <li>◆職業訓練のあっせんに関する相談</li> <li>◆育児休業給付・介護休業給付についての相談</li> <li>◆雇用の維持・促進のための各種助成金等についての相談</li> <li>◆高齢者雇用継続給付についての相談</li> <li>◆高齢者・障害者・外国人等の雇用管理に関する相談</li> <li>◆非正規労働者の方の就職に関する相談</li> <li>◆仕事と子育てを両立させたい方の求職相談</li> <li>◆若年者の就職に関する相談</li> <li>◆外国人労働者の就職に関する相談</li> <li>◆学生及び既卒者の就職に関する相談</li> <li>◆助成金制度、支給申請等に関する相談</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>ハローワーク</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京キャリアアップハローワーク (わかもの支援コーナー)</li> <li>マザーズハローワーク東京</li> <li>ハローワーク飯田橋U-35</li> <li>東京外国人雇用サービスセンター 新宿外国人雇用支援・指導センター</li> <li>東京新卒応援ハローワーク ハローワーク八王子新卒応援ハローワーク</li> <li>ハローワーク助成金事務センター</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆解雇、雇止め、退職勧奨、労働条件の不利益変更、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等労働に関するあらゆる分野の相談</li> <li>◆労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの相談</li> </ul>	<p><b>総合労働相談コーナー</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆外国人のための英語・中国語による労働条件の相談</li> </ul>	<p><b>労働局労働基準部監督課 外国人労働者相談コーナー</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆賃金制度の整備・改善に関する相談</li> </ul>	<p><b>労働局労働基準部賃金課 賃金相談コーナー</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職場における男女の均等な取扱いに関する相談</li> <li>◆職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談</li> <li>◆母性健康管理に関する相談</li> <li>◆育児・介護休業等に関する相談</li> <li>◆パートタイム労働法に関する相談</li> </ul>	<p><b>労働局雇用均等室</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆有料・無料職業紹介事業、労働者供給事業に関する相談</li> <li>◆労働者派遣事業に関する相談</li> <li>◆労働者派遣に係る就労条件に関する相談</li> </ul>	<p><b>労働局需給調整事業部</b></p>

## 労働基準監督署の業務

東京労働局の管内には18か所に労働基準監督署（支署）が設置されており、労働基準行政の第一線機関として、労働基準法をはじめ所管する法律に基づき、労働条件の確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を一体的に実施しています。

各労働基準監督署（支署）の所在地・電話番号等は27ページをご参照ください。

### 労働基準監督署の代表的な組織の例

#### ■ 方面

- ・労働条件等の監督指導、災害調査、司法警察事務に関すること。
- ・労働基準法等に係る許可・認定の調査に関すること。
- ・就業規則、時間外・休日労働に関する協定届等の各種届出・報告の受理に関すること。

#### ■ 安全衛生課

- ・労働災害の防止、労働者の健康確保等に関すること。
- ・災害調査、特定機械等の検査、計画届の審査・調査に関すること。
- ・労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告書等の各種届出・報告の受理に関すること。

#### ■ 労災課

- ・業務上・通勤災害に係る保険給付に関すること。
- ・労働保険の成立、労働保険料算定基礎調査等に関すること。

#### ■ 業務課

- ・庶務、統計調査等に関すること。

## ハローワーク（公共職業安定所）の業務

東京労働局の管内には17か所にハローワークが設置されており、地域に密着した総合的雇用サービス機関として、すべての人々がその能力を最大限に発揮して働けるようにすること及び企業の労働力需要を充たし、産業・経済の発展に寄与することを目的として、職業紹介・雇用対策・雇用保険業務を一体的に実施しています。

各ハローワークの所在地・電話番号等は28～30ページをご参照ください。

### ハローワークの代表的な組織の例

#### ■ 職業相談部

- ・就職に係る職業相談・職業紹介に関すること。
- ・就職支援のための各種セミナー・就職面接会等の開催に関すること。
- ・職業訓練等に係る相談・受講あっせんに関すること。

#### ■ 雇用開発部

- ・求人の受理・開拓に関すること。
- ・高年齢者・障害者雇用に係る企業指導に関すること。
- ・雇用の維持や雇用促進を図るための助成金等に関すること。

#### ■ 管理部

- ・離職者に対する失業中の給付に関すること。
- ・教育訓練給付の支給に関すること。
- ・高年齢者雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付に関すること。
- ・雇用保険関係の各種届出の受理に関すること。

# 厚生労働省が発行するメールマガジンのご紹介

厚生労働省では、国民の皆さまのお役に立つ施策や制度などの最新情報・関連情報を、各種のメールマガジンでお知らせしています。

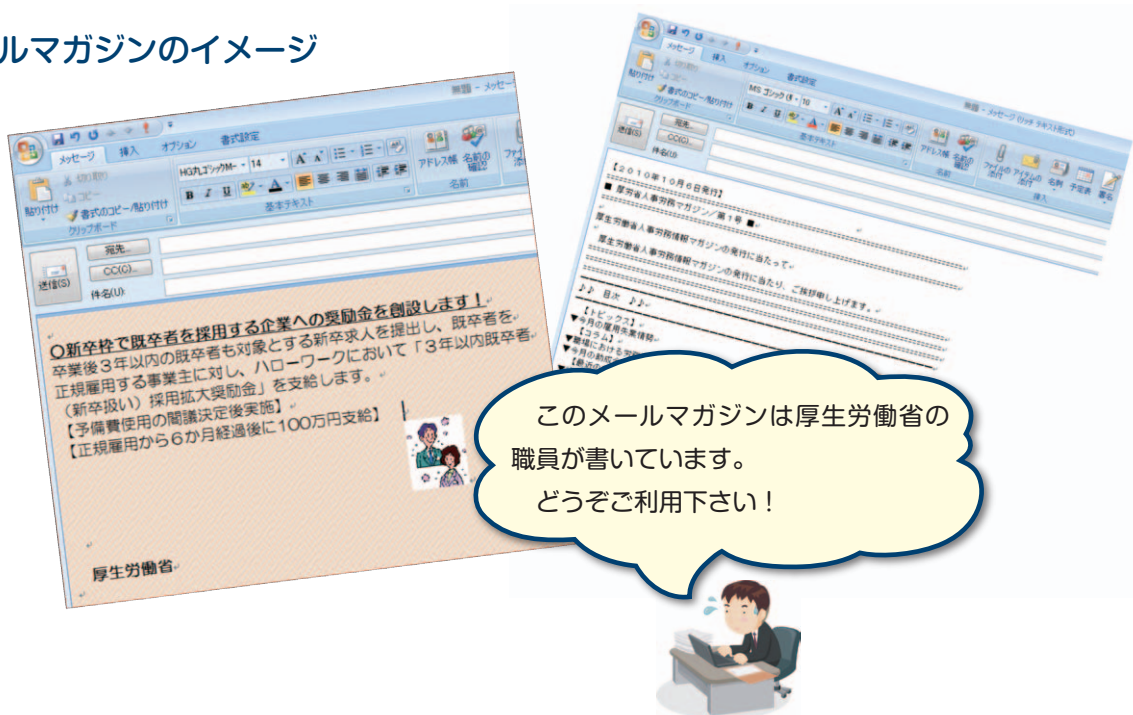
以下に代表的なメールマガジンをご紹介します。

## ○厚労省人事労務マガジン

「厚労省人事労務マガジン」では、法律改正、助成金等の制度改正、労務管理に必要な情報、雇用情勢など、企業の皆さまのお役に立てる人事・労務関係の情報をメール配信しています（原則毎月第一水曜日に発行する他、随時情報をお届けします）。

どなたでも無料でご利用いただけますので、是非ご利用ください。

## ■メールマガジンのイメージ



このバナーをクリックすると「人事労務マガジン」への入口があります。

お申込は厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

## ■その他のメールマガジン

- 新着情報配信サービス**  
厚生労働省ホームページのトップページでお知らせしている「新着情報」に掲載された情報を配信しています。
- 緊急情報配信サービス**  
厚生労働省ホームページのトップページでお知らせしている「緊急情報」に掲載された時点で配信しています。
- ハローワーク新卒応援通信**  
大学などで学生の就職支援に携わっている方や就職活動中の学生の皆さんに向け、ハローワークで行っているサービスやイベントなど、役立つ情報を定期的に配信しています。

## 主な制度のご案内

労働局、労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）では、様々な業務を行っていますが、主な制度をこのページでご紹介します。

各種制度の詳細は、東京労働局ホームページ（<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）をご覧ください、お問い合わせ先までおたずねください。

電話番号等は27ページ以降をご参照ください。

### 労働基準関係

#### ■未払賃金立替払制度

未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う制度です。

お問い合わせ先・・・各労働基準監督署、労働局労働基準部監督課

#### ■職場意識改善助成金制度

この制度は、中小企業における労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る2か年の計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の事業主に助成金を支給するものです。

お問い合わせ先・・・労働局労働基準部労働時間課

### 雇用均等関係

お問い合わせは雇用均等室へ

#### ■労働局長による紛争解決援助・調停制度

性別を理由とする差別、妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働法等の職場における事業主と労働者とのトラブルについて、相談、申立、申請を受け、雇用均等室または調停委員が間に入り、当事者双方の譲り合い、歩み寄りにより問題を解決する制度です。

#### 事業主への助成金・奨励金制度

仕事と家庭の両立を図る労働者を支援する事業主・事業主団体

#### 中小企業両立支援助成金

- ①代替要員確保コース
- ②休業中能力アップコース
- ③継続就業支援コース
- ④中小企業子育て支援助成金

#### 両立支援助成金

- ①事業所内保育施設設置・運営等支援助成金
- ②子育て期短時間勤務支援助成金

短時間労働者・有期契約労働者を雇用する事業主

#### 均衡待遇・正社員化推進奨励金

- ①正社員転換制度
- ②共通処遇制度
- ③共通教育訓練制度
- ④短時間正社員制度
- ⑤健康診断制度

## 事業主の方への主な給付金のご案内 (詳細については、冊子「雇用の安定のために」をご覧ください)

雇用の維持等	雇用調整助成金・ 中小企業緊急雇用安定助成金	事業活動の縮小に伴い雇用調整を行った事業主
再就職支援等	労働移動支援助成金	離職を余儀なくされる労働者の再就職援助のための措置を講じた事業主
新たな 雇入れ等	特定求職者雇用開発助成金	新たに高年齢者、障害者等の就職困難者、65歳以上の離職者を雇い入れた事業主
	派遣労働者雇用安定化特別奨励金	受け入れている派遣労働者を直接雇い入れた事業主
	難治性疾患患者雇用開発助成金	難病のある人を雇い入れ、雇用管理関係事項を把握・報告した事業主
	発達障害者雇用開発助成金	発達障害者を雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主
トライアル雇用	試行雇用奨励金 (トライアル雇用奨励金)	中高年齢者や若年者等の特定者を短期間の試行雇用として雇い入れた事業主
	精神障害者等ステップアップ雇用奨励金	精神障害者及び発達障害者をステップアップ雇用により雇い入れた事業主
障害者の雇用の促進及び雇用の継続	精神障害者雇用安定奨励金	新たに雇い入れた精神障害者や職場復帰した精神障害者の方が働きやすい職場づくりを行った事業主
能力開発等	キャリア形成促進助成金	労働者に職業訓練等を受講させた事業主
中小企業のための給付金	中小企業基盤人材確保助成金	新分野進出に伴い、経営基盤を強化するための人材(基盤人材)を新たに雇い入れた中小企業の事業主
建設労働者の雇用改善等	建設教育訓練助成金・ 建設雇用改善推進助成金	建設労働者の雇用の改善を図る事業主

お問い合わせ先・・・各ハローワーク又はハローワーク助成金事務センター

### ■ 雇用促進税制

(注) 雇用促進税制は税制であり、助成金制度ではありません。

前事業年度より従業員を一定以上増やす等の要件を満たした事により法人税(または所得税)の税額控除の適用が受けられる制度です。

事業年度開始後2か月以内に納税地管轄ハローワークに雇用促進計画を提出し、事業年度終了の翌日から2か月以内(個人事業主は3月15日まで)にその達成状況の確認を受け、税務申告する必要があります。

◎ お問い合わせ先・・・納税地管轄ハローワーク、東京労働局職業安定部職業安定課  
制度に関するホームページ

厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>

この税制は、平成26年3月31日までの時限措置です。



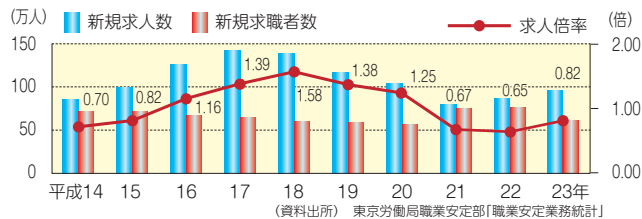
# I 職業安定の分野

## 1 マッチング機能の充実・強化

都内ハローワークの有効求職者数は、平成22年度後半から減少傾向に転じたものの、依然として、22万人を超える状況にあり、求職者の失業期間の長期化が懸念される状況となっています。一方、求人総量を確保するため組織的かつ悉皆的な求人開拓に取り組んだ結果、有効求人倍率は0.9倍台まで、回復してきたところです。

このような状況の中、更なる求人、求職者サービスの向上に努め、求人・求職のマッチング機能を充実・強化し、早期の就職促進を図ります。

グラフ1 東京の有効求人倍率等の推移



### ◆実施すること◆

#### (1) 円滑な需給調整機能の強化

- ① 様々な情報を端緒にした求人開拓、事業主にとって有用な助成メニューの情報提供による採用意欲の引き出し等、ハローワークの総力を挙げた求人開拓を実施し、新たな利用事業所の拡大を図るなど、求人総量の確保とともに、求職者ニーズの高い求人の確保に向けた実効ある取組を積極的に行います。
- ② ハローワークを利用する求人者と求職者の特徴やニーズ等の傾向を分析し、その情報を基とした、求人と求職のマッチングの向上に取り組めます。

また、利用者への満足度調査を実施し、利用者の目線に立ったサービスの充実に努めます。

- ③ 選考期間の短縮化に向けて、「応募期日設定方式」、「紹介件数設定方式」等、事業主の負担が軽減される選考方法を提案し、採用選考を計画的かつ円滑に進めるためのアドバイスを行うほか、募集・採用、応募ルールの遵守・指導に努めます。

また、年齢制限をせず、具体的な職務内容、必要な職務遂行能力・経験等を明示することや、例外事由の実効ある運用について、求人受理時や企業向けセミナー等で積極的に周知・啓発を行います。

#### (2) 求人者サービスの充実・強化

- ① 「見立て求人」の選定や求人コンサルティングの実施を積極的に取り入れるとともに、ミニ面接

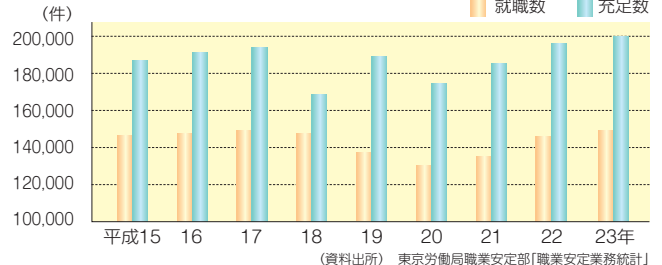
会や事業所見学、企業説明会の実施を呼びかけ、これらの開催により求人の早期充足に努めます。

- ② 事業所の画像情報など、求人票記載内容以外の詳細情報を収集し、求職者に魅力ある求人情報の提供の工夫に努めるとともに、収集した情報により具体的な仕事や就業場所のイメージをつかんでもらうことで、マッチングの促進を図ります。
- ③ 求人の受理にあたっては、求人内容の確認の徹底、募集・採用にあたってのルールの遵守指導等、求人票に記載している労働条件と面接時に提示される労働条件が異なる等、募集・選考等に係るトラブルの未然防止に努めます。

#### (3) 求職者サービスの充実・強化

- ① 求職受理時においては、サービスメニューやその利用メリット等を分かりやすく説明するとともに、各種セミナーや就職面接会等の案内、予約・担当者制による専門窓口の周知に努め、早期の再就職を推進します。
- ② 職業相談のなかで、求職者個々の就職に向けたニーズを把握し、その状況に応じた、多様かつ的確なサービスメニューを提供することで、早期の再就職を図ります。

グラフ2 就職数・充足数の推移



## 2 若年者雇用対策の推進

若年者の失業率は全体の失業率に比べ依然として高い水準で推移しています。さらに、1年未満で離職した若年者の割合は、19歳以下85.4%、20～24歳50.3%、25～29歳36.7%と25歳未満の早期離職者が多い状況にあります。

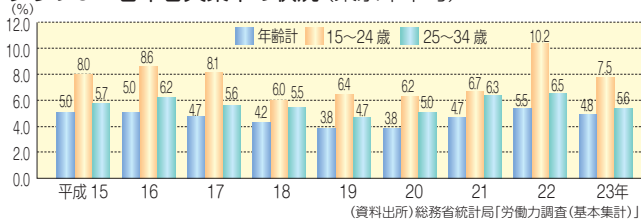
また、平成24年3月卒の新規学卒者の就職環境は、厳しい経済情勢の下、特に新規高卒者の求人数が減少傾向にあることから厳しい状況となっています。

なお、フリーターについては、平成21年から増加傾向にあり、フリーターに留まっている若者（年長フリーター）が40代を迎える状況となっています。

このような状況の中、若年者が安心・納得して働き、

その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すことが大変重要です。ハローワークでは、各種施策を着実に推進し、若年者の安定した雇用を促進します。

グラフ3 若年者失業率の状況(東京年平均)



◆実施すること◆

(1) 新規学校卒業予定者、未就職卒業者に対する就職支援等

- ① 新規学卒者の求人確保については、年度当初から計画的に求人開拓を実施します。
- ② 新規高卒者については、ジョブサポーター等が早い段階から学校の進路指導担当者と連携し、就職希望者全員が就職内定できるよう支援します。
- ③ 新規大卒者については、東京及び八王子新卒応援ハローワークを拠点とし、更に4か所のサテライト(ハローワーク飯田橋、渋谷、池袋、立川)が連携して就職を支援します。更にジョブサポーター等が大学等と連携し、ニーズに基づいたきめ細かな支援を実施します。
- ④ 卒業後3年以内既卒者の就職を促進するため、事業主等に対し、青少年雇用機会確保指針の周知を行い、早期就職に努めます。

また、未就職卒業者に対しては、求職者支援制度の学卒未就職訓練等の支援メニューを提案し、安定した雇用につなげるための支援に努めます。

- ⑤ 学生・生徒に対して、早い段階から勤労観、職業観等を醸成するための取組を実施します。
- ⑥ 新規学卒者の採用内定取消しを防止するため、迅速・的確な情報の把握、事業主指導を徹底します。
- ⑦ 地域の関係者を構成員とした東京新卒者就職応援本部を活用して新卒者、既卒者の就職を支援します。



(2) 若年者に対する就職支援

ハローワークの若年者相談窓口では、職業知識・経

験等の不足から適切に職業選択が行えないなど、多くの若者が抱える課題を解決するため、きめ細かな就職支援を実施します。

また、若年者向け求人確保して積極的に若年者とのマッチングを図ります。

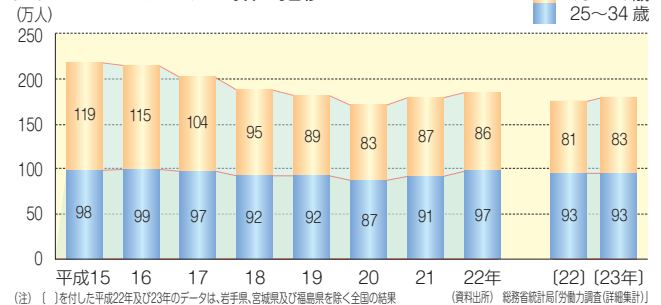
さらに、公共職業訓練等の情報を提供して適切な受講あっせんを行うほか、訓練修了者に対しては訓練実施機関と連携して常用就職を促進します。

(3) 「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化

- ① 就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等については、対象者の状態に応じて個別相談・指導助言、模擬面接等一貫した就職支援を実施します。
- ② 職業経験等の不足により就職が困難な若年者等については、トライアル雇用制度の活用を推進します。

また、40歳台になる就職氷河期世代の年長フリーター等の正規雇用への移行が促進されるよう就職支援を行います。

グラフ4 フリーター数の推移(全国)



3 高齢者雇用対策の推進

働く意欲と能力を有する高齢者が、培った知識と経験を活かせるよう、希望者全員が65歳まで働ける制度を定着させ、更に「70歳まで働ける企業」の普及を図ります。

◆実施すること◆

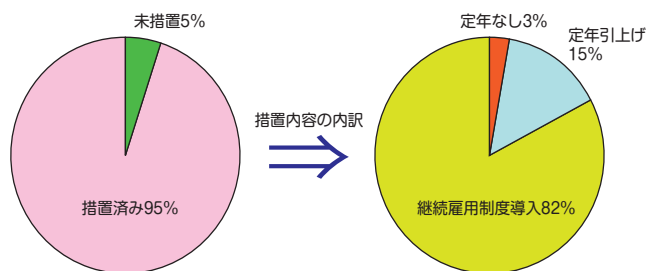
(1) 高齢者雇用確保措置の推進

高齢者雇用安定法に基づく確保措置を講じている企業は、平成23年6月1日現在、95.0%(31人以上企業)と大多数の企業で制度導入が図られているところですが、65歳まで希望者全員が働ける企業の割合は38.2%にとどまっています。

今後は確保措置未実施企業に対する指導を強化するとともに、関係機関と連携し「希望者全員65歳企業」「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に努めます。

また、平成25年4月には改正高齢法の施行が予定されているところであり、法案成立後は、法制度の周知・指導を集中的に行い、高齢者の安定した雇用の確保に努めます。

グラフ5 雇用確保措置の状況（平成23年6月1日現在）



（資料出所） 東京労働局職業安定部「高齢者雇用状況報告」

## (2)60歳以上高齢者の再就職等援助・促進

中高年トライアル雇用、各種助成金制度、面接会、再就職支援セミナー等を活用したマッチングの強化を図ります。

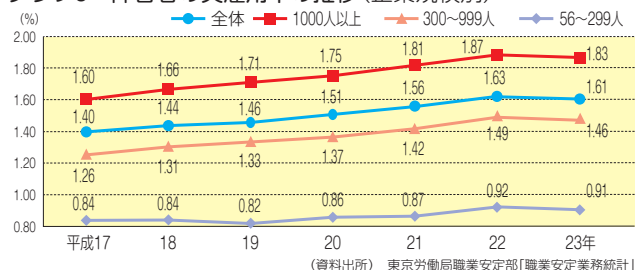
また、臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する定年退職者等の受け皿として、シルバー人材センター事業が十分に機能するよう、就業機会の確保・提供を図り、幅広い再就職等援助・促進に努めます。

## 4 障害者雇用対策の推進

平成23年6月1日現在の都内民間企業の実雇用率は1.61%で、雇用促進法の改正施行の影響により、前年より0.02ポイント低下しました。規模別では、1,000人以上規模企業の平均実雇用率は1.83%で法定雇用率を上回る一方、300人未満の中小企業の実雇用率は依然として低い水準にあり、全体として達成企業割合も約3割にとどまっています。しかしながら、企業に雇用されている障害者数は101,029人(実数)と過去最高を更新し、障害者雇用は着実に進展しています。

また、平成23年度の都内ハローワークにおける障害者の新規求職者数、就職件数は、ともに前年度を上回っており、厳しい雇用情勢の中でも、ハローワークと障害者専門機関、就労支援機関等との連携により、福祉から就労への移行が促進されています。

グラフ6 障害者の実雇用率の推移（企業規模別）



### ◆実施すること◆

#### (1) 法定雇用率達成指導の徹底

大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業に重点を置いた効果的な雇用率達成指導を展開します。

企業指導に当たっては、指導対象企業が障害者雇用

にあたり抱えている具体的な課題を把握し、それぞれの課題に応じて具体的な提案、援助を行い早期に雇用率を達成するよう効果的な指導・支援を行います。

#### (2) 障害者の雇用機会の拡大

個々の障害者に対し、障害特性や就労ニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を充実、強化し、就職の促進を図ります。さらに、個別求人開拓、職域の開発、同行紹介等を効果的に行いマッチングの向上を図ります。

特に、精神障害者、知的障害者については地域の関係機関との連携による「チーム支援」を一層推進し、トライアル雇用、精神障害者等ステップアップ雇用、ジョブコーチ支援等の雇用支援策を活用して就職を促進します。

また、発達障害者については、東京都発達障害者支援センター等と、難病のある方については、東京都難病相談・支援センター等と連携して就職促進を図ります。

## 5 子育てする女性等に対する再就職支援

近年の雇用失業情勢から、これまで子育てに専念していた女性等が求職活動に転じるケースが増加しており、仕事と子育てを両立したいというニーズが非常に高くなってきています。これらの子育て中の女性等に対する再就職支援に取り組むための中核支援施設として「マザーズハローワーク東京」を渋谷に、また、同様のサービスを提供する「マザーズコーナー」をハローワーク大森、池袋、足立、木場、八王子、立川、町田、府中に設置しています。



### ◆実施すること◆

- (1) 個々の求職者ニーズを踏まえた予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介などを積極的に行います。
- (2) 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保と事業所情報の提供を行います。
- (3) 自治体と連携し、最新の保育関連情報の提供を行います。
- (4) 各種保育付きセミナー等の開催による就職支援を行います。

## 6 職業訓練の効果的な活用による就職支援

### ◆実施すること◆

#### (1) 公的職業訓練機会の提供

未経験の職種に再就職を希望する方や非正規労働等により職業能力形成機会に恵まれなかった方が、再就職に必要な知識・技能を習得するための公的職業訓練(公共職業訓練・求職者支援訓練)について、公共職業訓練の設定機関である東京都と連携し、求人者・求職者のニーズに合った訓練科目の設定や年間を通じ定量的な受講機会の確保に努め、東京労働局ホームページ等多様な媒体を活用した積極的な広報活動を通じ、的確な受講あっせんに努めます。

また、雇用保険を受給できない方等が、安心して訓練を受講できるよう、平成23年10月からスタートした求職者支援制度に基づき、訓練期間中に給付金(一定の支給要件があります)を支給し生活の支援をいたします。

#### (2) 職業訓練修了者に対する就職支援

訓練終了後に訓練で得た知識・技能を活かした早期再就職が実現するよう、ハローワークが訓練受講中から訓練終了後まで一貫した就職支援を実施いたします。

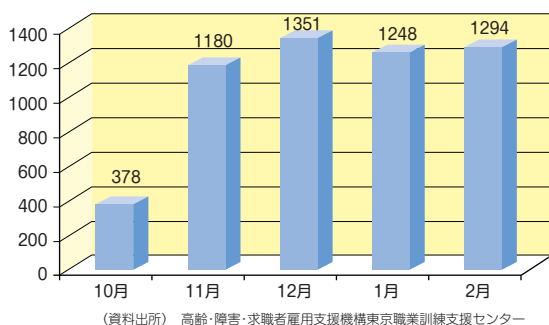
特に訓練終了後は、マンツーマンによる担当制支援を積極的に展開するなど、きめ細やかな職業相談・職業紹介に努めます。

#### (3) ジョブ・カード制度を活用した安定雇用への移行

フリーターや子育て後の女性など、職業能力形成の機会に恵まれなかった方に対し、キャリア・コンサルティングによる職業意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化と、OJT等の実践的職業訓練機会を提供して、安定雇用への移行を促進するジョブ・カード制度の積極的活用を努めます。

また、求職者支援訓練等の公的職業訓練修了者に対しては、訓練実施機関等から交付されるジョブ・カード評価シート(職業訓練修了時に訓練実施機関等が行う職業能力評価)を活用したきめ細かなキャリア・コンサルティングを実施し、円滑な就職の促進に努めます。

グラフ7 求職者支援訓練受講開始者数の推移



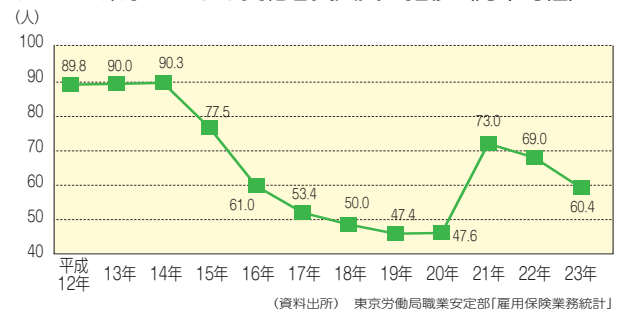
## 7 雇用環境の整備のためのセーフティネットの推進

### ◆実施すること◆

#### (1) 雇用保険制度の適正な運営

雇用保険の加入促進を図るため、事業主及び労働者等に対して、継続的な制度の周知・啓発を行うとともに、雇用保険受給者に対しては、対面等による厳格な失業の認定と適正給付を行います。また、雇用保険受給者の早期再就職を促進するため、認定日等を捉えた職業相談を実施するとともに再就職手当等を有効に活用するなど、雇用保険制度の適正かつ円滑な推進を図ります。

グラフ8 東京における受給者実人員の推移(月平均値)



#### (2) 雇用調整等に対する的確な対応

① 企業の雇用維持の取組を支援するため、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を活用し、休業、教育訓練、出向における賃金負担の一部助成をすることにより、雇用維持の支援を図ります。

また、やむを得ず再就職援助計画を提出した事業主に対し、失業なき労働移動を支援するため、労働移動支援助成金が活用できることを周知します。

② ハローワークでは、マッチングの向上を図るため、積極的に助成措置を活用した業務運営を図り、各種助成金の効果的な活用に努めます。

なお、調査担当助成金支給申請アドバイザーを配置し、計画的な事業所調査を行い、ハローワークとの連携を密にした不適正支給の防止に努めます。

雇用関連助成金の詳細は・・・東京労働局ホームページ  
[http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kakushu\\_joseikin/joseikin.html](http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/joseikin.html)

## 8 求職者個々の状況に的確に対応した就職支援

### ◆実施すること◆

#### (1) 住居・生活困窮者に対する就労支援

各ハローワークに設置している「住居・生活・就労支援コーナー」において、住居・生活支援アドバイザー等による第二のセーフティネットの各種支援策に関する適切な案内誘導を行うとともに、就職支援ナビゲーターによるハローワークの支援メニューを活用した就

職支援を行います。

## (2) 非正規労働者への就労支援

非正規労働者等のための就労支援拠点として設置した「東京キャリアアップハローワーク（東京非正規労働者総合支援センター）」において、正社員雇用に向けた就職支援機能を強化するとともに、自治体とも連携した就職支援を一体的に実施します。

また、若年等のフリーターの正規雇用化に向けた就職支援強化のため、「わかもの支援コーナー」を設置し、支援に取り組みます。

## (3) 「福祉から就労」支援事業の推進

生活保護受給者及び住宅手当受給者等の職業的自立の促進を図るため、就職支援ナビゲーターを中心とした担当制による各種メニューを活用した就職支援を行います。

## (4) 外国人雇用対策の推進

- ① 東京外国人雇用サービスセンターでは、個々の外国人求職者が持つ能力等を十分把握し、求人情報の提供、職業紹介の充実に努めます。

また、留学生に対し、東京及び八王子新卒応援ハローワーク及び大学等と密接に連携し、就職面接会、就職ガイダンス、インターンシップの実施等により、日本企業への就職活動を支援します。

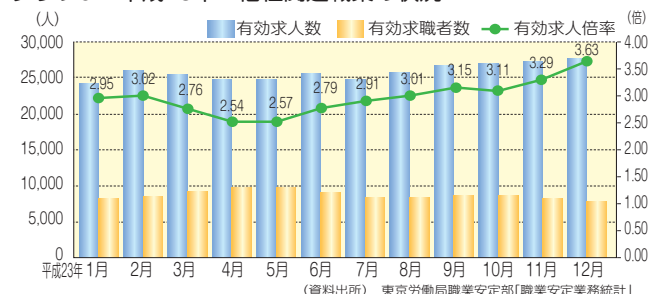
- ② 外国人労働者に対する適切な雇用管理ができる求人を開拓するとともに、きめ細かな職業相談により再就職を支援します。

## (5) 福祉分野を希望する求職者への就職支援等

ハローワーク池袋、足立、八王子の「ハートフルワークコーナー」と各ハローワークが連携し、福祉分野を希望する方に、求人情報の提供、職業紹介の充実に努めます。

また、(財)介護労働安定センター等関係機関と連携し、介護関係事業主等に対する情報提供、相談援助を行い、介護分野における雇用管理改善を推進します。

グラフ9 平成23年 福祉関連職業の状況



## (6) 公正な採用選考の推進

就職の機会均等を確保することは同和問題をはじめとした人権問題の中心的課題であり、そのためには雇用する側が公正な採用選考を行うことが何より重要です。そのため、公正採用選考人権啓発推進員制度の機能

を充実強化させるとともに、東京都教育委員会等と連携し、採用選考に係る不適正事象を起こした事業所に対して厳正な指導を実施します。

また、募集・採用に際して書類選考が増加している状況を踏まえ、公正な採用選考の観点からも、できる限り求職者と直接面接するよう理解を求めるとともに、就職の機会均等の確保を図ります。

さらに、東京都が行う「就職差別解消促進月間」(6月)を後援するとともに、「雇用主研修会」、「講演と映画の集い」を共同開催し、人権啓発を効果的に推進します。

## (7) 人材銀行事業の運営について

東京人材銀行では、豊富な経験と高度な管理的・専門的・技術的能力をもった求職者の再就職と、企業の人材確保に向けた専門的な職業紹介を行う施設として、キャリアアップを希望する求職者、定年退職者や中高年の求職者に対する就職支援を行い、求人と求職のマッチングの向上に取り組みます。

## 9 地方公共団体との連携による就職支援

### ◆実施すること◆

### (1) 地域雇用対策の推進と地方公共団体との連携の強化

地方公共団体に対し、「重点分野雇用創造事業」、特に震災等緊急雇用対応事業が効果的かつ円滑に運営されるよう事業計画策定の協力や求人受理・職業紹介について連携・協力を図るとともに、「実践型地域雇用創造事業（旧パッケージ事業）」の対象地域に対して、積極的な周知、活用勧奨を行い地域の取組を支援します。

また、雇用問題連絡会議を開催し共同・連携した事業展開に取り組み、行政サービスの向上を図ります。

「ふるさとハローワーク（市町村連携型）」を設置・運営し、区市町村と連携のうえ、地域におけるサービスの充実と就職促進を図ります。

### (2) 東京都との連携の強化

東京の実情にあった機動的かつ効果的な雇用施策実施のため、都知事の意見要望等を十分に踏まえ、「東京労働局雇用施策実施方針」を策定し、連携を強化します。

利用者である地域住民の利便性の向上を図るため、地域主権改革の「アクション・プラン」により、ハローワークが行う職業紹介等と地方公共団体が行う業務を「一体的に実施」することで、地域住民のさらなる就職促進に努めます。

## II 需給調整事業の分野

### 需給調整事業の現状

東京労働局における労働者派遣事業及び職業紹介事業の事業所数は、平成24年1月末現在、労働者派遣事業 18,878 事業所（対前年同月比 1.6%減）、職業紹介事業 6,317 事業所（同 0.6%増）となっています。（グラフ 10）

また、平成22年度事業報告集計によると、労働者派遣事業の売上高は、約1兆8千997億円（対前年度比7.2%減）で、全国に占める割合35.5%（同3.0ポイント増）、職業紹介事業の手数料収入は、約1,257億8千万円（同25.1%増）で、全国に占める割合58.2%（同4.2ポイント増）と、東京の労働力需給調整機能が重要であることがわかります。

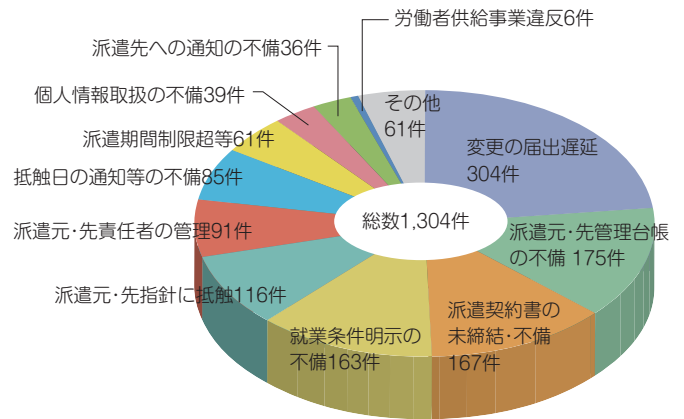
このような状況の中、依然として違法派遣や偽装請負等の問題が後を絶たない状況があり、社会的にも関心が高まっています。（グラフ 11～12）

このため、法制度の一層の周知を行うとともに、派遣元事業主等に対する的確かつ厳正な指導監督を実施し、派遣労働者等が安心・納得して働くことが出来る環境を整備することが必要になっています。

グラフ10 労働者派遣・職業紹介事業所数の推移

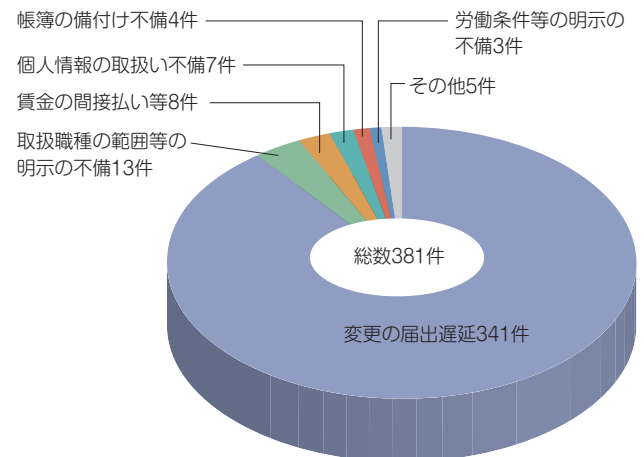


グラフ11 労働者派遣事業関係の是正指導状況



※平成22年度において東京労働局が行った是正指導事項を指導内容ごとに分類して計上

グラフ12 職業紹介事業関係の是正指導状況



※平成22年度において東京労働局が行った是正指導事項を指導内容ごとに分類して計上

### ◆実施すること◆

#### (1) 法制度の周知

改正労働者派遣法も踏まえつつ、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の更なる充実を図るため、均衡待遇の配慮義務をはじめとする法制度について、派遣労働者、派遣元事業主及び派遣先に対して積極的な周知及び指導を図ります。

また、職業紹介事業が適正に運営され、その機能と役割が十分に発揮されるよう、職業紹介事業者に対して、職業安定法の周知・徹底を図ります。

#### (2) 許可申請・届出の適正かつ迅速な処理

許可申請・届出の処理に当たっては、適正かつ迅速な処理を行います。

### (3) 的確かつ厳正な指導監督の実施

派遣元事業主、職業紹介事業者等の事業運営、派遣労働者の派遣先における就労実態の把握等に努め、的確かつ厳正な指導を徹底します。

また、求人広告の苦情等を把握した場合は、適切な指導等を行います。

### (4) 悪質な違反を行った事業主及び違反を繰り返す事業主に対する厳正な指導監督の実施

悪質な違反を行った派遣元事業主、指導を行ったにもかかわらず違反を繰り返す派遣元事業主、繰り返し違法派遣を受け入れる派遣先に対しては、行政処分、勧告・公表を含む厳正な指導監督を実施します。

労働基準部との連携の下、偽装請負の就労実態にあって重篤な労働災害を発生させた事業者には行政処分等厳正な措置を講じます。

### (5) 派遣受入期間を超えた違法派遣への厳正な対応

派遣受入期間を超えた違法派遣については、厳正に対応するとともに、特に、専門26業務と称して派遣を継続する事業者に対しては、派遣適正化のための指導監督を継続して実施します。

### (6) 偽装請負に対する厳正な対応

情報提供、定期指導を含め、様々な端緒をもとに、業務請負、事業委託等の状況を把握し、業務請負と称しつつ、実態として労働者派遣の形態で業務を行っていることが判明した場合は是正指導を実施します。

### (7) 職業紹介事業者に対する指導監督の徹底

職業紹介事業については、労働条件の明示、取扱職業の範囲の明示等、帳簿書類の備付けなど適正な事業運営が行われているかを確認するとともに、日々単位等の職業紹介が適正に行われているか、不適正な手数料徴収や賃金の間接払い等について指導監督を徹底し、違法事案に対しては的確かつ厳正に対応します。

### (8) 事業報告書未提出等の事業主に対する厳格な指導監督の実施

事業報告書未提出の派遣元事業主及び職業紹介事業者に対しては、指導を徹底し、行政処分を含め厳正に対応します。

### (9) 製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の推進

製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化を図るためのガイドライン及びチェックシートの周知・啓発を行うとともに、請負事業主等の自発的かつ積極的な取組に対する相談援助を行います。

### (10) 申告、苦情相談への迅速かつ適切な対応

派遣労働者等からの申告、苦情相談については、正確な内容の把握に努め、問題が認められる事案については、迅速かつ的確に対応します。

### (11) 派遣労働者等に対する支援

派遣労働者等に対し、「派遣労働者セミナー」の開催等により、労働者派遣の制度の周知、ハローワークとの連携による正社員等の就職を希望する方への相談等の支援を実施します。

#### ○職業紹介事業に関する相談の状況

職業紹介事業相談件数	31,058件
●求職者からの相談件数	180件
●紹介事業者・求人者等相談件数	30,878件

#### 求職者からの苦情・相談の状況

苦情処理	手数料の徴収	求人・求職の受理	個人情報の保護	労働条件の明示	その他の事業運営
20.3%	16.7%	15.6%	14.6%	9.4%	23.4%

(平成23年4月～平成24年1月)

#### ○労働者派遣事業に関する相談の状況

労働者派遣事業相談件数	83,223件
●派遣労働者からの相談件数	1,301件
●派遣元・派遣先等	81,922件

#### 派遣労働者からの苦情・相談の状況

雇止め等	派遣・請負区分基準	就業条件明示	政令業務	賃金・労働時間	元・先の苦情処理	派遣期間(抵触日)	雇用申込義務	事前面接等	個人情報の保護	労働・社会保険	紹介予定派遣	適用除外業務	その他事業運営
15.6%	11.0%	10.6%	8.2%	8.0%	7.6%	6.3%	4.1%	4.0%	3.9%	3.1%	2.2%	2.1%	13.3%

(平成23年4月～平成24年1月)

#### 平成23年度「派遣労働者セミナー」の開催状況

実施回数	参加人数(延べ数)	連携ハローワーク
年6回	159名	東京キャリアアップハローワーク ハローワーク品川 ハローワーク渋谷 ハローワーク墨田 ハローワーク府中 ハローワーク池袋

# Ⅲ 労働基準の分野

## 1 経済情勢に対応した法定労働条件の確保等

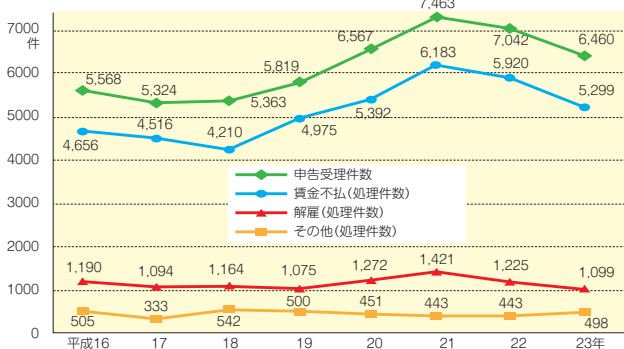
経済情勢は持ち直しの動きもみられるものの依然として厳しい状況の中にあり、賃金不払や解雇など、労働基準法に定める最低労働条件の確保が図られない事案の発生が懸念されることから、申告・相談に対して的確に対応することなどにより、労働条件の確保・改善を図ります。

### ◆実施すること◆

#### (1) 申告・相談等への対応

申告・相談者には、懇切・丁寧に対応するとともに、賃金不払や解雇などの申告事案には、優先的に監督指導などを実施します。

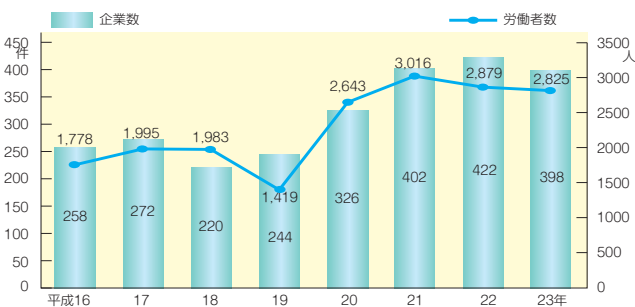
グラフ13 申告受理件数の推移(東京)



#### (2) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用

企業倒産、事業場閉鎖などについては、早期に情報収集し、賃金不払等の未然防止やその早期解決に努めるとともに、賃金の支払を受けられない労働者の速やかな救済を図るため、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図ります。

グラフ14 未払賃金立替払件数の推移(東京)



#### (3) 大量整理解雇、企業倒産等の事案への対応

大量整理解雇、企業倒産、事業場閉鎖などに伴う法定労働条件の履行確保上の問題が懸念される事案については、早期の情報収集による賃金不払等の発生の防止及びその早期解決に努めます。

## 2 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止

過重労働による健康障害の防止を確実にを行うため、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」等に基づく取組を行います。

### ◆実施すること◆

#### (1) 長時間労働の抑制に向けた取組の推進

労使当事者が時間外労働協定を適正に締結するよう周知徹底を図るとともに、限度基準告示の内容を厳守するよう指導を行います。また、長時間労働の抑制を図り、過重労働による健康障害を防止するため、労働時間、割増賃金等に係る労働基準法の規定の履行確保を図ります。

#### (2) 過重労働による健康障害防止対策の推進

長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を確実に実施するよう指導します。特に、労働者数が50人未満の事業場に対しては地域産業保健センターの利用促進を図ります。

また、9月を中心に「過重労働による健康障害防止運動」を実施し、労使による過重労働による健康障害防止対策の自主的な取組を促進するために集中的な周知・啓発を行います。

#### (3) 労働時間管理、健康管理等に関する法令遵守徹底のための監督指導等

過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場、長時間にわたる時間外労働が恒常的に行われ過重労働による健康障害を発生させるおそれのある事業場などに対する指導を強化し、労働基準関係法令違反が認められるものについては、司法処分を含めて厳正に対処します。

## 3 労働者の安全と健康の確保対策

### ◆実施すること◆

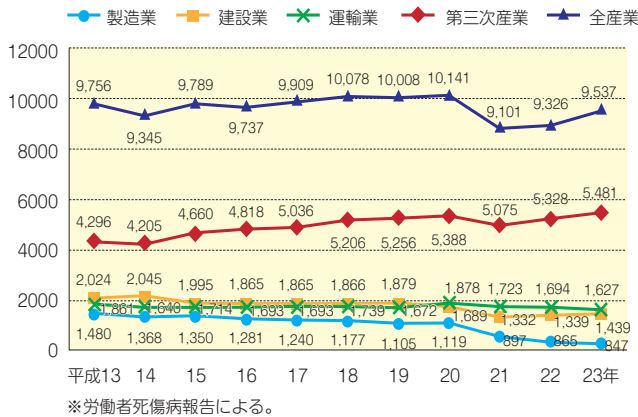
#### (1) 第11次防計画と東京ゼロ災害運動の推進

本年度は第11次東京労働局労働災害防止計画(平成20年度～平成24年度)の最終年となりますが、この間、死亡災害及び死傷災害が2年連続して増加し、目標の達成が極めて厳しい状況にあることから、労働災害の増加に歯止めをかけ減少へと転換を図るため、

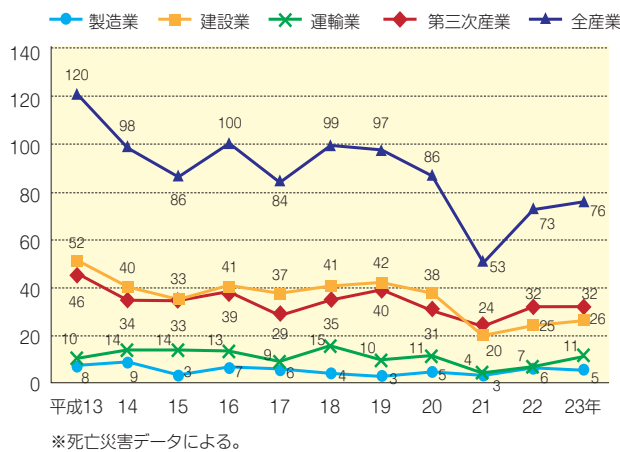


「東京ゼロ災害運動」の展開など労働災害防止に向けた広範な取組を促進します。

グラフ15 休業4日以上死傷者数の推移(東京)



グラフ16 死亡者数の推移(東京)



### ① 労働災害防止に向けた集中的取組・東京ゼロ災害運動

特に労働災害が多発している建築工事業、道路貨物運送業、第三次産業（特に、小売業、飲食業、社会福祉施設、ビルメンテナンス業）を最重点対象業種として、広く労働災害防止対策の徹底を図るため、対策の充実・改善を目的に監督指導・個別指導等を前半期に集中的に実施します。また、「東京ゼロ災害運動」を立ち上げ、「働く人、企業、家族の元気づくり～東京ゼロ災害」をスローガンに、関係労使、関係団体等に参画を呼びかけ、以下のことを実施することにより、広範な災害防止運動を目指します。

- ・ 関係団体と連携した安全衛生パトロールの実施、災害防止セミナー、講習会等の開催
- ・ 事業者、現場管理者、労働者等による「安全宣言」運動の提唱と自主的取組の促進
- ・ 災害防止団体、業界団体、労働団体等と連携した業種別リーフレット(イラスト入り)の広範な

配布と事業者及び労働者の安全意識の高揚

- ・ 第三次産業における災害防止を図るための職場の4S（整理、整頓、清潔、清掃）活動、KY（危険予知）活動の促進
- ・ 「7月1日国民安全の日」及び「全国安全週間」に向けた国民一人一人が安全意識を高めるための広範な運動の推進

### ② 第11次防計画に基づく重点課題への取組

法令に定める安全管理者、衛生管理者等の適正な選任と職務の励行、安全衛生委員会等の活動の活性化、事業場におけるリスクアセスメント等の実施による潜在的災害要因の除去・低減等の自主的安全衛生活動の普及定着を促進します。また、労働安全衛生規則の改正により努力義務とされた機械の譲渡時における機械の危険情報の提供の普及・定着のほか、新たに策定された「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」に基づく足場の措置の徹底を図るなど、労働災害防止対策を推進します。

## (2) 健康確保対策

長時間労働等による健康障害が後を絶たず、一酸化炭素等による中毒、熱中症、腰痛、じん肺等の職業性疾病も依然多数発生しています。

このため、労働者の健康を確保するために、次の総合的な対策を推進します。

### ① メンタルヘルス対策の推進

職場において、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づくメンタルヘルスケアが的確に実施されるよう、衛生委員会等での調査審議、事業場内体制の整備、教育研修の実施等を経営トップ等に対し、指導します。

また、独自の取組が困難な事業場に対しては、取組への支援を行うメンタルヘルス対策支援センターの利用を促進するとともに、労働者数50人未満の事業場のメンタルヘルス不調者の相談等は地域産業保健センターの利用を促進します。

### ② アスベストによる健康障害防止対策の推進

アスベスト使用の建築物の解体等作業を行う場合は、徹底したばく露防止措置を確実に実施させます。

また、建築物に吹き付けられたアスベストの損傷などによるばく露防止を徹底します。

アスベスト製品の製造等の全面禁止を周知します。

アスベスト取扱い作業等の従事者や従事経験者に対する石綿健康診断の実施を徹底させるとともに、離職後の健康管理のための健康管理手帳制度を広く周知します。

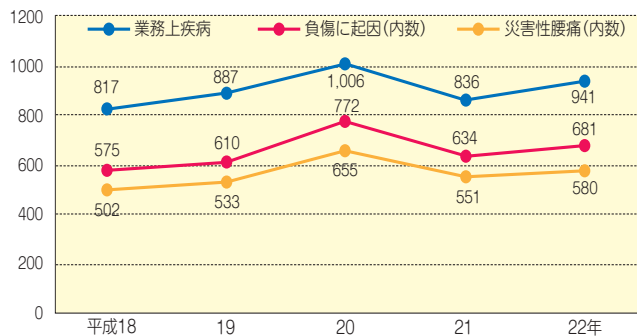
### ③ 職業性疾病及び化学物質による健康障害予防対策の推進

職場における腰痛、じん肺、一酸化炭素中毒、熱中症、感染症等の予防のための対策を推進します。

また、化学物質による中毒等を予防するため、作業環境の整備、特殊健康診断実施などの措置を徹底します。

除染等業務に従事する労働者の放射線障害を防止するため、除染電離則及びガイドラインに基づく対策を周知します。

グラフ17 職業性疾病発生状況(東京)



### ④ 受動喫煙防止の推進

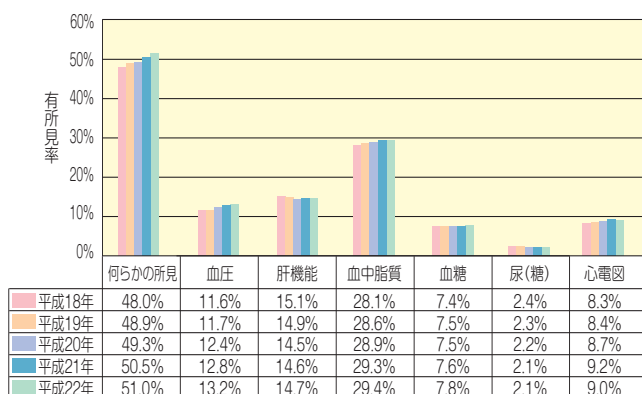
「受動喫煙の無い職場の実現」に向け、あらゆる機会を捉えて受動喫煙防止対策の必要性を周知、指導するとともに、受動喫煙防止対策助成金等の周知・利用の勧奨を図ります。

### ⑤ 産業保健活動、健康づくりの推進

産業医及び衛生管理者の選任と職務履行の徹底を指導し、一般健康診断や特殊健康診断の完全実施と事後措置及び保健指導を徹底します。

心とからだの健康づくりは、衛生委員会の活動等を通じて推進を図ります。

グラフ18 定期健康診断検査項目別有所見率の推移(東京)



## 4 労働者の雇用・就業形態に対応した労働条件の確保・改善対策

### ◆実施すること◆

#### (1) 一般労働条件の確保・改善対策の推進

##### ① 法定労働条件の履行確保

すべての労働者に対し、労働基準法等で定める労働条件が確保されるよう、労働条件の書面による明示、就業規則の作成・届出や労働者への周知などを事業場に定着させるよう取り組みます。

また、管理監督者の範囲の適正化を図ります。

##### ② 賃金不払残業の防止

適正な労働時間管理を徹底し、賃金不払残業を発生させないよう、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を遵守させ、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を行います。

#### (2) 特定分野における労働条件確保の推進

##### ① 自動車運転者

長時間労働等による過労運転を防止するため、陸運機関との連携を図りながら、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の遵守の徹底を図ります。

##### ② 介護労働者

労働条件の確保・改善に係る事業主の自主的な取組を支援するとともに、法定労働条件の履行確保を図るため、関係行政機関と連携し労働基準関係法令の周知及び遵守の徹底を図ります。

##### ③ 外国人労働者、技能実習生

事業主等に対して労働基準関係法令を周知するとともに、関係機関との連携を図りながら、労働契約締結時の労働条件の書面による明示、賃金支払の適正化等の労働条件確保対策を推進します。

##### ④ 派遣労働者

派遣労働者の労働条件及び安全衛生の確保のため、派遣元事業主及び派遣先事業主の責任区分に対応して又は両者が連携して実施すべき事項について、監督指導、個別指導、集団指導等により徹底します。

##### ⑤ 医療機関の労働者

依然として長時間労働の実態が認められることを踏まえ、労働時間管理に問題があると考えられる事業場に対して、的確な監督指導を実施し労働基準関係法令の遵守の徹底を図ります。

## ⑥ パートタイム労働者

パートタイム労働者については、法定労働条件の確保を図るとともに、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」及び同法に基づく指針の周知・啓発を行います。

## ⑦ 障害者

障害者である労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、最低賃金減額特例許可制度を含め、障害者を使用する事業主に対する労働基準関係法令の周知及び啓発・指導に努め、問題事案の発生の防止を図ります。

### (3) 最低賃金制度の適切な運営

就業形態の多様化等が進む中で、賃金が低い労働者のセーフティネットとして、最低賃金制度が十分に機能するよう、最低賃金法に基づく履行確保対策と最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の円滑な実施を推進します。

最低賃金の名称	時間額 (円)	効力発生日	備考
地域別 東京都最低賃金	837	23.10.1	都内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下記の特定(産業別)最低賃金が適用される労働者には、特定(産業別)最低賃金以上を支払わなければなりません。
特定(産業別)最低賃金 鉄鋼業	852	24.2.18	次の労働者には、左の最低賃金は適用されません。
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	838	24.2.18	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6ヶ月未満の者であって技能習得中のもの ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者
出版業	838	24.2.18	
業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	829→㊸837	(22.12.31)	※左記の特定(産業別)最低賃金が改正されなかったため、最低賃金法に基づき、東京都最低賃金と特定(産業別)最低賃金のうち、より高い方の最低賃金額が適用されています。
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832→㊸837	(22.12.31)	※㊸とは東京都最低賃金837円が適用されることを表します。
各種商品小売業	792→㊸837	(21.12.31)	

◇最低賃金は「時間額」で表示されています。月給制、日給制、時間給制等すべての給与形態に「時間額」が適用されます。

◇最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ① 精進手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

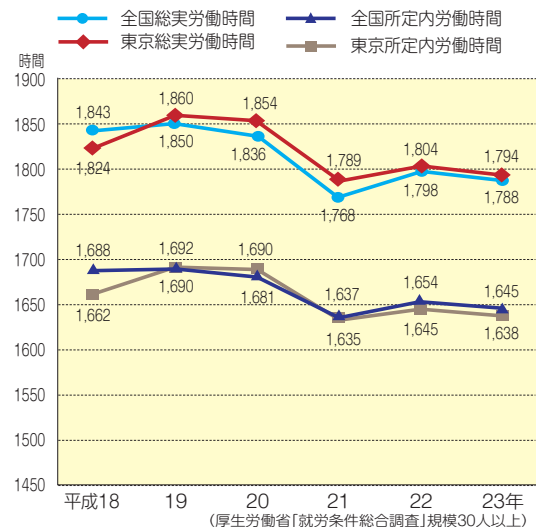
◇最低賃金の確認方法

時間給以外は賃金額を時間当たりの金額に換算して比較します。

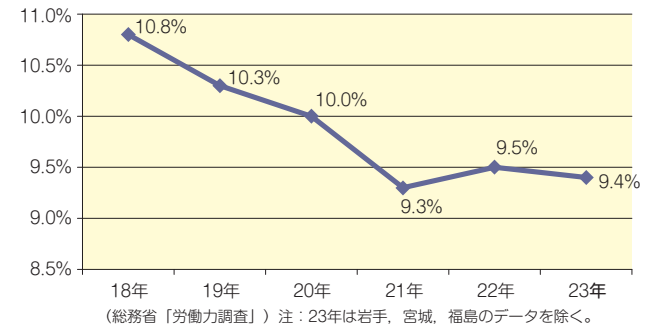
## 5 適正な労働条件の整備

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月策定、平成22年12月改正)では、10年後の数値目標として、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の半減、年次有給休暇の取得率70%等の目標が設定されています。

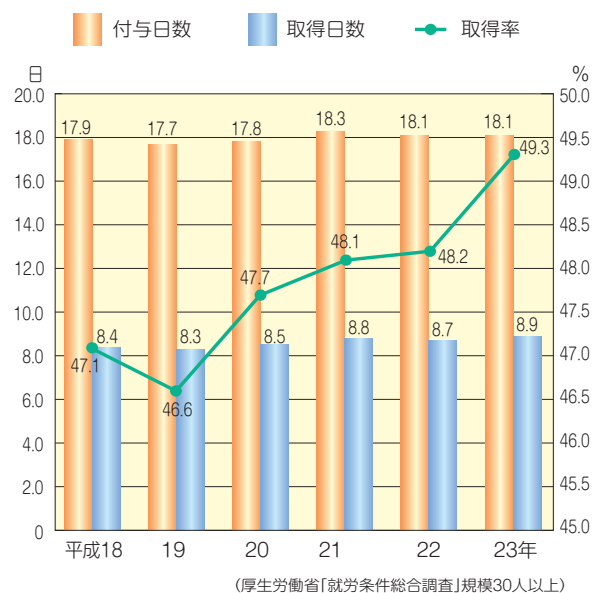
グラフ19 年間労働時間の推移



グラフ20 週の労働時間が60時間以上の雇用者割合の推移



グラフ21 年次有給休暇の取得状況(全国)



### ◆実施すること◆

#### (1) 仕事と生活の調和のとれた働き方を可能とする環境整備

##### ① 労働時間等の設定改善の促進

労働時間等の設定改善に向けた労使による自主的な取組を促進するため、

- ・特に時間外労働の長い事業場における自主点検

・働き方・休み方改善コンサルタントによる指導  
 ・職場意識改善に取り組む中小事業主に対する助成を行います。

② **ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発等**  
 「東京・仕事と生活の調和推進プログラム」及び取組事例の周知を図り、年次有給休暇の取得促進や時間外労働の削減に向けた関係者の取組を促進します。

また、労使団体へ働きかけるとともに関係自治体等と連携し、年次有給休暇の取得促進等をテーマとしたセミナーを開催します。

## (2) 労働契約に関するルールの周知

労働契約に関する基本的なルールを定める労働契約法や裁判例の趣旨及び内容について、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑におこなわれるよう、労使双方に対して情報提供や周知を図ります。

## (3) 賃金・退職金制度の改善の推進

経営環境の変化に伴い、賃金・退職金制度の見直しが進んでいることから、賃金相談等による賃金・退職金制度に関する情報の提供・援助等を充実させます。

## (4) 職場のいじめ・嫌がらせ問題防止・解決に向けた環境整備

職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた労使の自主的取組を促進するため、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」の周知を図ります。

# 6 労災補償対策の推進

労災保険は、原則として労働者を使用するすべての事業場に適用され、業務上の災害又は通勤災害による労働者の負傷・疾病・障害・死亡等に対して、被災労働者やその遺族のために必要な保険給付や、被災労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする制度です。

このため、労働災害で被災した労働者や、その遺族に対して迅速・適正な保険給付を行うとともに、被災労働者の社会復帰の促進と被災労働者及びその遺族の援護等、福祉の増進を図るため、社会復帰促進等事業の積極的な推進を図ります。

### ◆実施すること◆

#### (1) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労働災害による被災労働者やその遺族からの療養や

休業等の労災請求について、迅速・適正な処理を行います。

また、脳・心臓疾患、精神障害の労災請求についても、迅速・適正な処理を一層推進します。

労災保険の窓口業務については、相談者等に対する丁寧な説明や、処理が長期化する場合は申請者に対する処理状況の連絡等を行います。

#### (2) 石綿関連疾患の給付請求事案に係る的確な対応

労働者等に対し、特別遺族給付金の請求期限が平成34年3月27日であることをはじめとした石綿救済法等のさらなる周知・徹底を図り、労災保険給付及び特別遺族給付金の請求勧奨を行います。

また、労災保険給付及び特別遺族給付金の請求に対し、迅速・適正な補償・救済を行います。

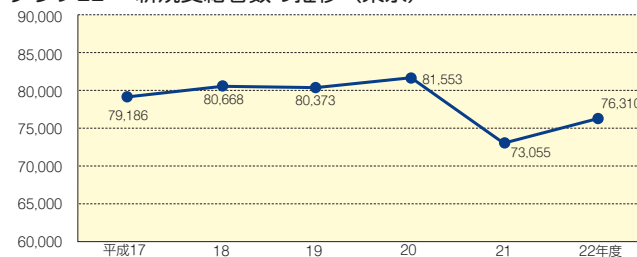
#### (3) 二次健康診断給付の活用促進

脳・心臓疾患等の発症原因となる危険因子の存在を事前に把握し、適切な保健指導を行うことによって、発症前段階において予防するために、二次健康診断給付制度の一層の周知・啓発を図り、その活用を促進します。

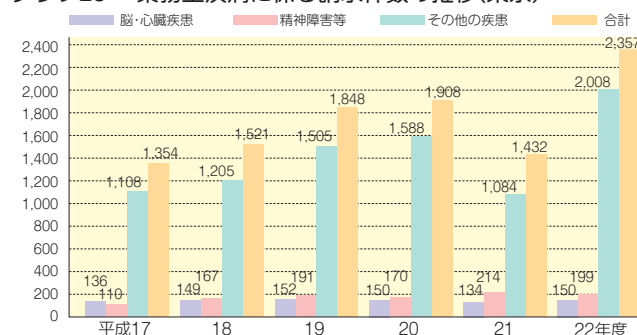
#### (4) 費用徴収の的確な実施

労災保険制度の適正な運営を図る観点から、費用徴収に該当する事案の事務処理について、的確に実施します。

グラフ22 新規受給者数の推移（東京）



グラフ23 業務上疾病に係る請求件数の推移（東京）



# IV 雇用均等の分野

## 1 男女雇用機会均等確保対策の推進

急速に少子・高齢化が進み、我が国経済社会が大きな構造変化を迎えようとする中で、働く人々が性により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが重要な課題となっています。

特に、妊娠・出産等を理由により、労働者が不利益取扱いを受けることのないよう男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、女性の能力発揮のための企業の積極的取組（ポジティブ・アクション）を促進すること等により、実質的な男女の均等確保の実現に努めます。

### ◆実施すること◆

#### (1) 男女雇用機会均等法の実効性の確保

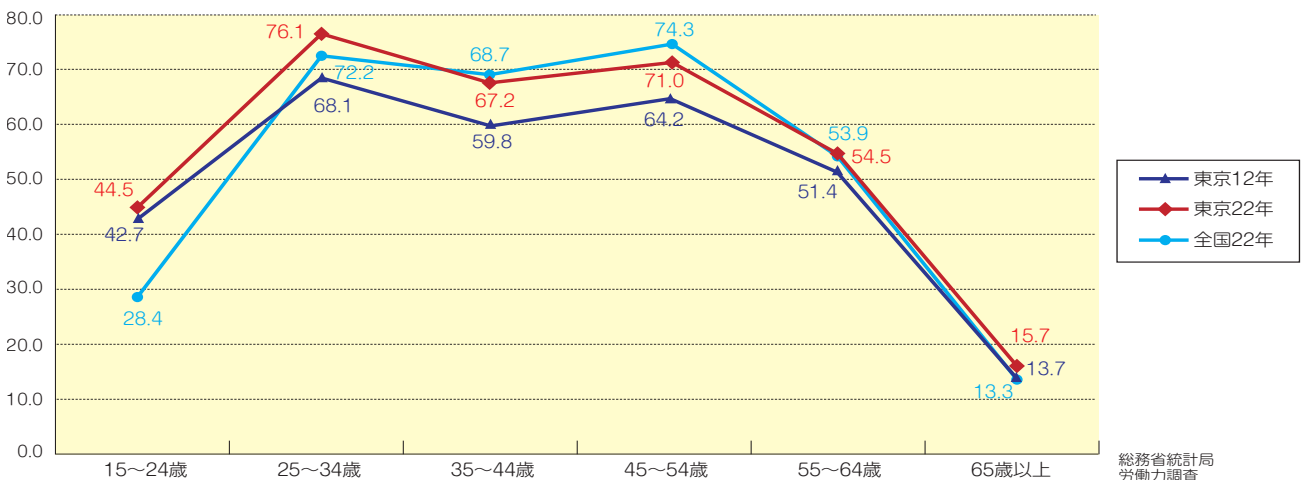
##### ① 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いへの厳正な対応

妊娠・出産、産前産後休業の取得等を理由とした不利益取扱い等の相談があった場合は、相談者のニーズに応じ、労働局長による紛争解決の援助または調停の積極的活用により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図るとともに、男女雇用機会均等法違反が認められる場合には、事業主に対し、迅速かつ厳正な指導を行います。

##### ② 職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進

企業における実効あるセクシュアルハラスメント対策の徹底を図るため、セクシュアルハラスメント事案が生じた企業に対し、適切な事後の対応及び再発防止のための取組について指導を行います。

グラフ24 年齢階級別女性の労働力率の推移



##### ③ 男女の均等取扱いのための指導等

均等取扱いのための雇用管理状況については、特に配置・昇進等に重点を置いて計画的な報告徴収を行います。

##### ④ 男女雇用機会均等法の周知

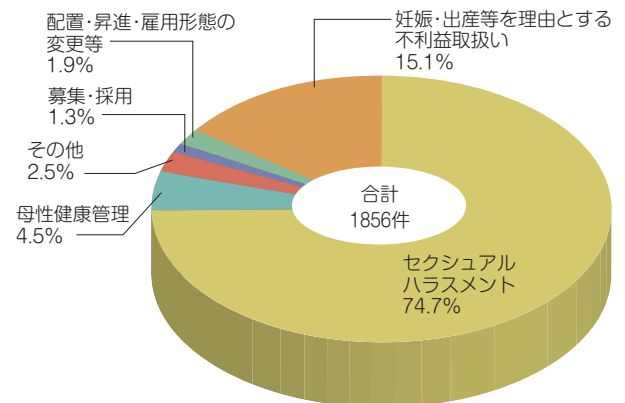
中小企業を中心に、均等法の周知徹底を図ります。紛争解決援助制度については、事例等を紹介するなどにより、労働者等に周知します。

#### (2) ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援

ポジティブ・アクションの趣旨、正しい理解、取り組むことへの意義について、正しく理解されるよう、一層の周知を図ります。

ポジティブ・アクションを推進している企業を公募し、「均等・両立推進企業表彰」を実施します。

グラフ25 平成23年 労働者からの相談件数内訳



## 2 仕事と生活の両立支援対策の推進

平成 22 年の東京都の合計特殊出生率は 1.12 と前年と横ばいとなっていますが、全国一低くなっています。労働力人口減少への対応が当面の大きな課題となる中、仕事と家庭の両立支援はますます重要な課題となっています。

このため、平成 22 年度改正され、平成 24 年度に全面施行される改正育児・介護休業法の定着、及び平成 23 年度より施行した改正次世代育成支援対策推進法の履行確保に向けた取組を強化します。

### ◆実施すること◆

#### (1) 改正育児・介護休業法の履行確保

##### ① 改正法に基づく指導等

平成 24 年 7 月 1 日の全面施行に向け、適用を猶予されていた常時雇用する労働者が 100 人以下の事業主に対し、制度の内容を周知し、法の履行確保が図られるよう指導等を実施します。

期間雇用者の育児休業の取得及び短時間勤務制度等の利用促進を図るとともに、期間雇用者からの相談があった場合には適切に対応します。

##### ② 不利益取扱い等への相談への対応

育児・介護休業法に基づく労働者の権利に係る相談があった場合は、相談者のニーズに応じ労働局長による紛争解決の援助または調停の積極的活用により、円滑かつ迅速な解決を図ります。また、相談を端緒に法違反を把握した場合には、事業主に対し、迅速かつ厳正な指導を行います。

#### (2) 両立支援に取り組む事業主に対する支援

「両立支援助成金」、「中小企業両立支援助成金」を活用しつつ、仕事と家庭を両立しやすい環境整備を図ります。

#### (3) 職業生活と家庭生活との両立の推進に関する周知啓発活動の実施

両立を図りやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を効果的に推進するとともに、男性の育児休業取得促進に関する周知啓発に取り組めます。

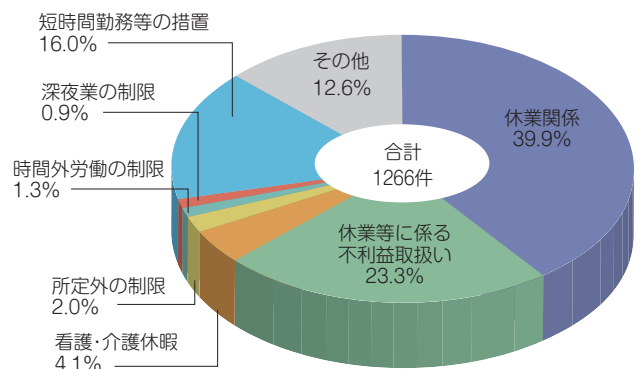
また、ファミリー・フレンドリー企業に向けた取組を行っている企業を公募し、「均等・両立推進企業表彰」を実施します。

#### (4) 次世代育成支援対策の推進

一般事業主行動計画の策定・届出等が義務づけられた企業で、未届の企業に対しては、指導等を徹底します。

また、多くの企業が次世代認定マークの取得を目指して取組を進めるよう、周知・啓発を行います。

グラフ26 平成23年 育児・介護休業法関係労働者からの相談内訳



### 一次世代育成支援対策推進法について

平成 23 年 4 月 1 日から労働者を常時 101 人以上雇用する事業主は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等が義務となりました。

一般事業主行動計画は、計画期間が終了してしまった場合、新たに策定・届出等を行う必要があります。

また、「行動計画」を策定し、計画期間内に行動計画で定めた目標を達成し、認定基準を満たした事業主の方は、東京労働局長の認定を受けると、認定マーク「くるみん」を使用することができます。



### 3 パートタイム労働対策の推進

東京都のパートタイム労働者は雇用者総数の約21.4%を占め、全国で占めるパートタイム労働者の比率27.8%よりは下回っていますが、基幹的な役割を担う者や役職に就く者も増える一方、正社員との間で賃金等の処遇に大きな格差がみられます。

パートタイム労働法の着実な施行を通じ、パートタイム労働者が能力を有効に発揮できる雇用環境を整備するとともに、パートタイム労働者の均衡処遇の実現に向けて対策を推進します。

#### ◆実施すること◆

#### (1) パートタイム労働法に基づく適切な指導等

パートタイム労働者の働き・貢献に応じた正社員等との均等・均衡待遇が図られるよう、労働局長による指導等を通じてパートタイム労働者の雇用管理改善を促進します。このため、パートタイム労働法第16条に基づく報告徴収を計画的に実施し、法の履行確保を図ります。

パートタイム労働法に義務づけられている措置等について、パートタイム労働者等から相談がなされ、労使間の紛争が認められる場合には、相談者のニーズに応じ、労働局長による紛争解決の援助又は調停の積極的活用により円滑かつ迅速な解決を図ります。

#### (2) 事業主の支援等

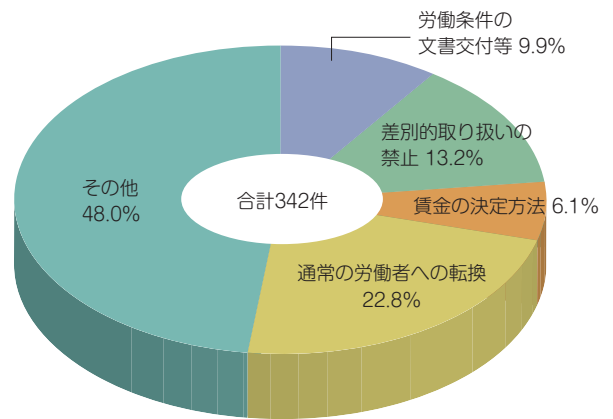
特に中小企業事業主に対し、均等・均衡待遇に取り組むための具体的な取組方法に関するアドバイスを行うとともに、パートタイム労働者から正社員への転換がより一層推進されるよう事業主を支援します。

雇用均等コンサルタント(仮称)を配置し、事業主に対し、職務分析・職務評価の導入支援を行い、均等・均衡待遇の確保の取組を進めます。

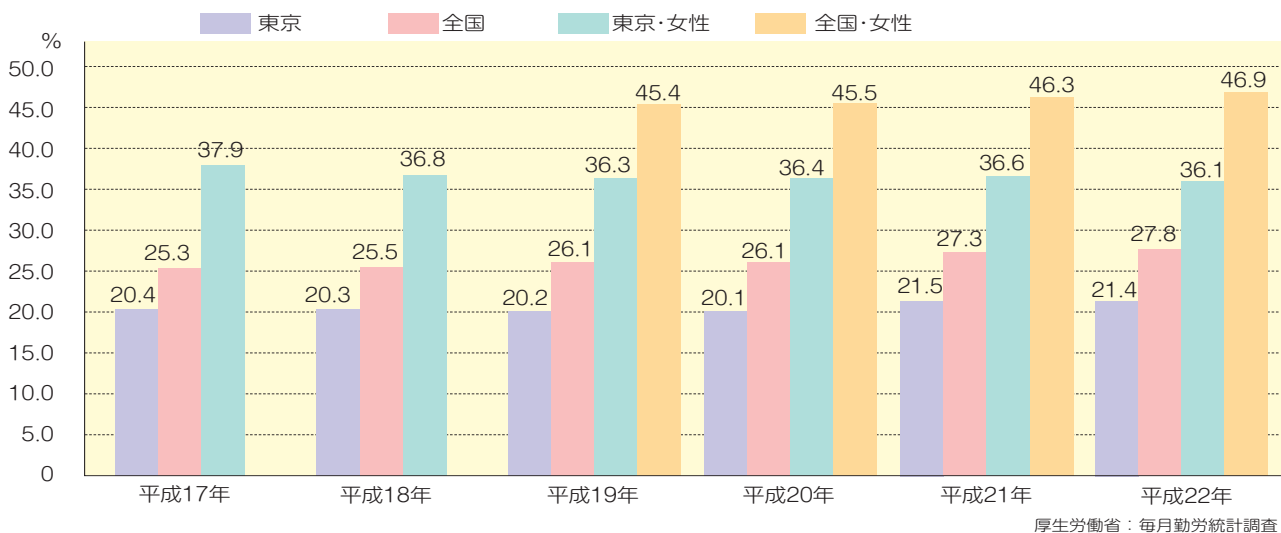
#### (3) パートタイム労働法等の周知啓発

パートタイム労働法の内容について正確な理解が得られるよう、あらゆる機会を捉えて同法の説明や相談に対応し、十分な周知を図ります。

グラフ28 平成23年パートタイム関係相談内訳



グラフ27 全国・東京/女性のパートタイム比率の推移



# V 労働に関する相談の分野

## 労働に関する相談の現状

昨今の厳しい経済状況の中、労働相談件数は高止まりと言える状況が続いています。民事上の個別労働の紛争については、解雇等退職に関する相談は減少していますが、社会問題化している「いじめ・嫌がらせ」などの相談は増加の傾向を見せています。

なお、労働局長の助言・指導及び東京紛争調整委員会によるあっせんの利用は、減少傾向を見せています。

### ◆実施すること◆

#### (1) 労働問題に関するニーズに応じた相談体制の充実

東京労働局、労働基準監督署及びハローワークの所掌事務や施策に応じた窓口体制の充実を図るとともに、設置した相談窓口について周知・徹底を図ります。

また、労働問題に関する相談にワンストップで対応できる、東京労働局、労働基準監督署、新宿南・有楽町に設置した21か所の「総合労働相談コーナー」の周知・徹底を図ります。

#### (2) 労働問題に関する相談への適切・迅速な対応

東京労働局、労働基準監督署及びハローワークは、寄せられた相談に対して、それぞれ専門性を生かし、適切で迅速な処理を徹底します。

また、相談者の置かれている状況に配慮し、懇切・

丁寧な相談対応を行います。

さらに、法制度、各種制度等の情報提供の充実に努めます。

#### (3) 個別労働紛争解決制度の積極的な運用

##### ア 総合労働相談コーナーにおけるワンストップサービスの提供

総合労働相談コーナーでは、相談内容に応じて、関連法令・裁判例等の情報提供、適切なアドバイスによる当事者間の自主的な解決の促進、他機関の情報提供等のワンストップサービスを提供します。

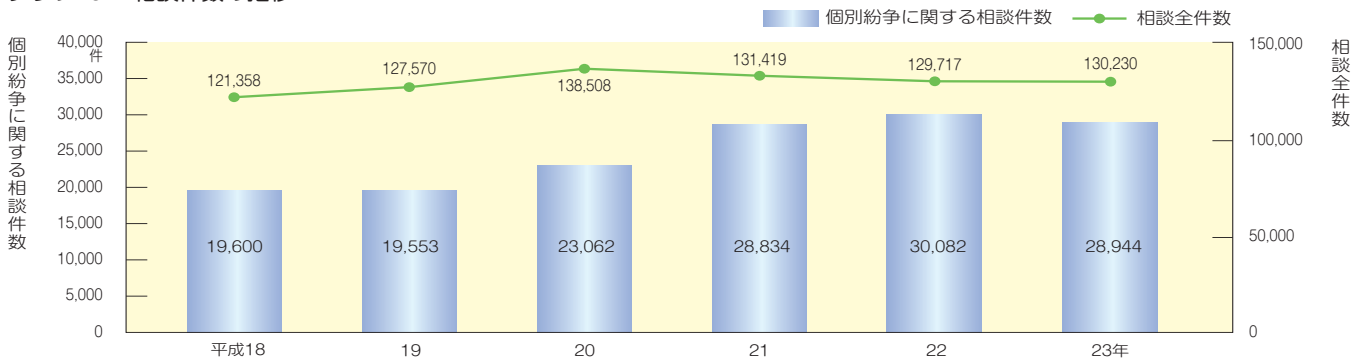
また、相談の過程において個別労働紛争を把握した場合には、個別労働紛争解決制度を案内し、必要な場合には、適正な助言・指導の申出やあっせんの申請を受け付ける等相談者のニーズを踏まえた対応を行います。

特に、いじめ・嫌がらせ等複雑・困難化している労働問題については、総合労働相談員（困難事案担当）を新たに配置し、よりの確かかつ丁寧な相談対応を図れるようにしました。

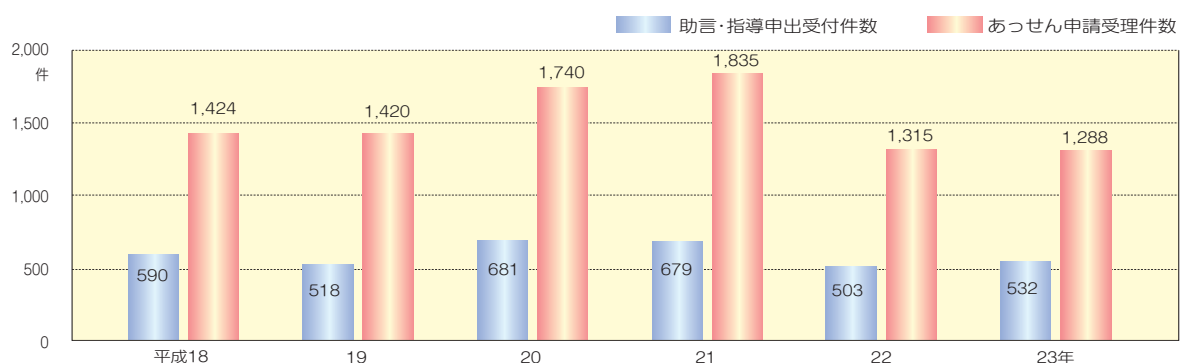
##### イ 助言・指導及びあっせん制度の的確な運用

助言・指導及びあっせんについては、紛争の実情に即した迅速・適正な解決に向けて適切な事務処理を行います。

グラフ29 相談件数の推移



グラフ30 助言・指導申出受付件数、あっせん申請受理件数





# VI 労働保険適用徴収の分野

## 1 労働保険料等の適正徴収

安心して働けるセーフティネットの大切な財源を確保するため、収納率の維持・向上を最重要課題として労働保険料等の適正徴収に取り組みます。

制度内容を理解し、正しい労働保険の申告・納付をしていただくために、次のことを実施します。

### ◆実施すること◆

#### (1) 年度更新の円滑な実施

年度更新業務の外部委託化を推進し業務の簡素化・効率化を図ります。

また、事業主等に対して、電子申請による年度更新申告の利用を積極的に勧奨します。

#### (2) 実効ある滞納整理の実施

収納率の向上のため、実効ある滞納整理実施計画を作成し実施します。

納付の意思のみられない事業主に対しては、速やかに財産調査等、滞納処分を執行します。

#### (3) 効果的な算定基礎調査の実施

適正徴収を確保し費用の公平を期するため、実効ある算定基礎調査計画を作成し実施します。

雇用保険の加入漏れに留意し、パートタイム労働者等を多く抱える業種を優先的に実施します。

#### (4) 口座振替制度の積極的な周知

労働保険料等の口座振替による納付について、平成23年度第3期分から個別事業主にも拡大し、実施されたことから、あらゆる機会をとらえ積極的に利用を勧奨します。

#### (5) 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化

利便性向上のため、社会保険・労働保険徴収事務センターにおける事務を適切に実施します。

## 2 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

労働者のセーフティネットの確保及び費用負担の公平の確保の観点から、計画的・効率的に未手続事業の解消を図ります。

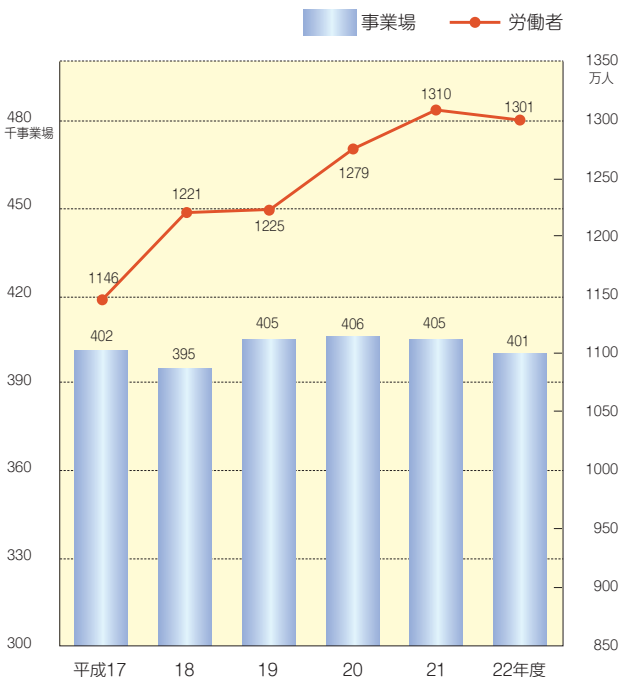
### ◆実施すること◆

#### ●未手続事業の把握及び加入勧奨・成立手続指導

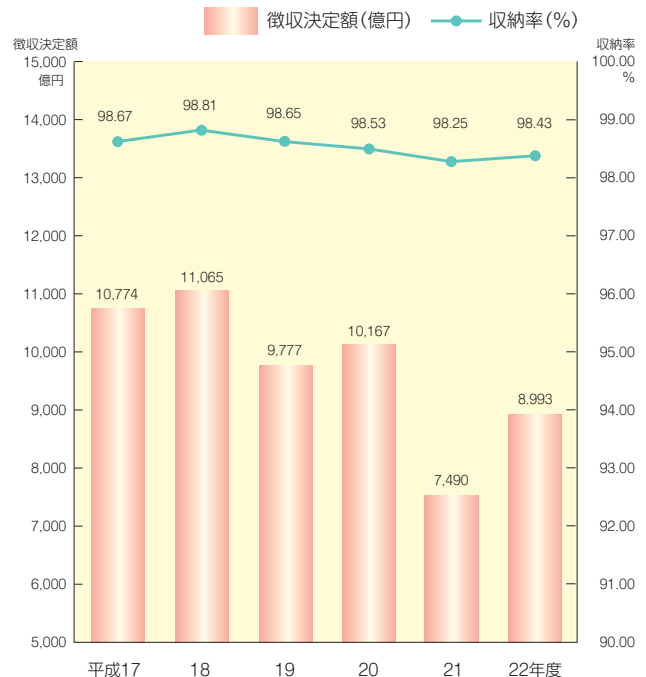
未手続事業を的確に把握し加入勧奨を行います。

度重なる手続指導にもかかわらず、成立手続を採らない事業主については積極的に職権成立の措置を講じます。

グラフ31 年度別適用事業場数及び適用労働者数の推移



グラフ32 年度別労働保険料徴収決定額年度別推移



### 3 労働保険事務組合の制度

労働保険事務組合（以下「事務組合」といいます。）とは、厚生労働大臣の認可により中小事業主に代わり、労働保険の加入手続きや保険料の申告・納付手続き、その他雇用保険の被保険者に関する各種手続き等を行い、中小事業主の労働保険事務処理の負担の軽減を図る制度です。

また、中小事業主等が事務組合に委託した場合は、一定の条件のもとに労災保険特別加入の制度を利用することもできます。

なお、都内には809（平成23年4月1日現在）の事務組合があり、事務組合に委託している適用事業場は全体の41.2%を占めています。

#### ◆実施すること◆

##### (1) 事務組合の支援等

事務組合の健全な業務運営を支援するため説明会、研修会等を実施します。

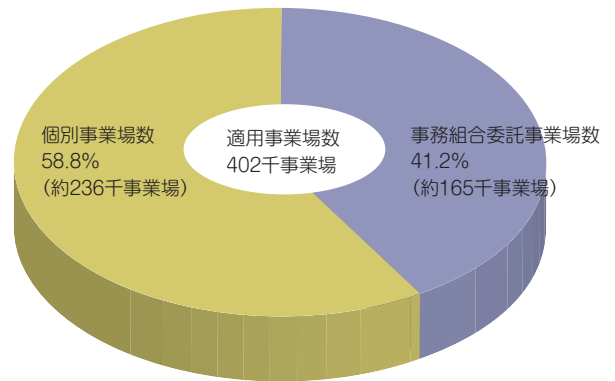
##### (2) 事務組合の監督・指導

事務組合が認可基準を遵守し、法令及び労働保険事務組合事務処理規約等に則って、適正な業務運営が行われるように計画的な監督・指導を実施します。

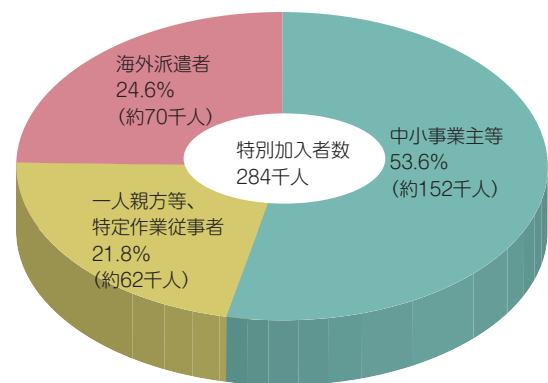
##### (3) 労災保険特別加入制度の推進

特別加入制度には、第一種（中小事業主）、第二種（一人親方等、特定作業従事者）、第三種（海外派遣者）があり、労災保険の趣旨に沿った特別加入制度の適正な運営を図るため、事業主、事務組合及び団体に対して指導を実施します。

グラフ33 労働保険適用状況（平成23年3月31日現在）



グラフ34 労災保険特別加入状況（平成23年3月31日現在）



## 労働保険の電子申請

～労働保険適用徴収関係の手続きが自宅やオフィスのパソコンからできます～  
労働保険の加入手続き、保険料の申告・納付など、ほとんどの手続きが電子申請できます。

### こんなメリットがあります!!

1. 電子申請は、行政機関の窓口時間を気にすることなく**24時間365日**いつでも手続きができます。  
ただし、年度更新申告書の手続きは、**6月1日から7月10日**までです。
2. 申請・届出の様式を入手する必要がありません。
3. 行政機関に出向く必要がないので、往復の時間や待ち時間が発生しません。
4. 入力チェック機能があるため、記入漏れや基本的な記入誤りが防止できます。
5. 労働保険料の納付は、インターネットバンキングやATMからできます。

# 労働基準監督署一覧

平成24年4月1日現在

署名	所在地	Tel	Fax	管轄区域
中央	〒112-8573 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎 6・7階	方面(労働条件・解雇・賃金) 03(5803)7381 安衛 03(5803)7382 労災 03(5803)7383 業務 03(5803)7384	03(3818)8411	千代田区・中央区・文京区 大島町・八丈町・利島村・新島村 神津島村・三宅村・御蔵島村・ 青ヶ島村 ※小笠原村は、小笠原総合事務所 (父島字東町152) Tel.04998-2-2102 Fax.04998-2-3357
上野	〒110-0008 台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎 7階	03(3828)6711	03(3828)6716	台東区
三田	〒108-0014 港区芝5-35-1 産業安全会館 3階	方面(労働条件・解雇・賃金) 03(3452)5473 安衛 03(3452)5474 労災 03(3452)5472 業務 03(3452)5475	03(3452)3072	港区
品川	〒141-0021 品川区上大崎3-13-26	方面(労働条件・解雇・賃金) 03(3443)5742 安衛 03(3443)5743 労災 03(3443)5744 業務 03(3443)2598	03(3443)6856	品川区・目黒区
大田	〒144-8606 大田区蒲田5-40-3 月村ビル 8・9階	方面(労働条件・解雇・賃金) 03(3732)0174 安衛 03(3732)0175 労災 03(3732)0173 業務 03(3732)0172	03(3730)9575	大田区
渋谷	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎	方面(労働条件・解雇・賃金) 03(3780)6527 安衛 03(3780)6535 労災 03(3780)6507 業務 03(3780)6542	03(3780)6595	渋谷区・世田谷区
新宿	〒160-0023 新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビル 4階	方面(労働条件・解雇・賃金) 03(3361)3949 安衛 03(3361)3974 労災 03(3361)4402 業務 03(3361)2501	03(3361)6200	新宿区・中野区・杉並区
池袋	〒171-8502 豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎 1階	方面(労働条件・解雇・賃金) 03(3971)1257 安衛 03(3971)1258 労災 03(3971)1259 業務 03(3971)1250	03(3590)6532	豊島区・板橋区・練馬区
王子	〒115-0045 北区赤羽2-8-5	03(3902)6003	03(3901)3612	北区
足立	〒120-0026 足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎 4階	03(3882)1187	03(3879)0731	足立区・荒川区
向島	〒131-0032 墨田区東向島4-33-13	方面(労働条件・解雇・賃金) 03(3614)4142 安衛 03(3614)4143 労災 03(3614)4145 業務 03(3614)4144	03(3616)6259	墨田区・葛飾区
亀戸	〒136-8513 江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ 8階	03(3685)5121	03(3685)5218	江東区
江戸川	〒134-0091 江戸川区船堀2-4-11	03(3675)2125	03(5667)1531	江戸川区
八王子	〒192-0046 八王子市明神町3-8-10	042(642)5296	042(646)1524	八王子市・日野市・多摩市・稲城市
立川	〒190-8516 立川市錦町4-1-18 立川合同庁舎 2階	方面(労働条件・解雇・賃金) 042(523)4472 安衛 042(523)4473 労災 042(523)4474 業務 042(523)4475	042(522)0565	立川市・昭島市・府中市・小金井市・ 小平市・東村山市・国分寺市・国立市・ 東大和市・武蔵村山市
青梅	〒198-0042 青梅市東青梅2-6-2	0428(22)0285	0428(23)4330	青梅市・福生市・あきる野市・ 羽村市・西多摩郡
三鷹	〒180-8518 武蔵野市御殿山1-1-3 クリスタルパークビル 3階	0422(48)1161	0422(46)1214	武蔵野市・三鷹市・調布市・西東京市・ 狛江市・清瀬市・東久留米市
*町田	〒194-0022 町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎 2階	042(724)6881	042(724)0071	町田市

\*町田は八王子署の支署です。※各監督署の地図は東京労働局ホームページからご覧いただけます。( <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> )

# ハローワーク(公共職業安定所)一覧

平成24年4月1日現在

所名	所在地	TEL(代)・FAX	管轄区域	ご利用時間
飯田橋	〒112-8577 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎	Tel.03(3812)8609(代) Fax.03(5684)8193	千代田区・中央区・文京区 大島町・八丈町・利島村・新島村 神津島村・三宅村・御蔵島村 青ヶ島村 ※小笠原村は、小笠原総合事務所 (父島字東町152) Tel.04998-2-2102 Fax.04998-2-3357	平日(月・木)8時30分～19時 平日(火・水・金) 8時30分～17時15分 土曜日(第1・第3)10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み
ハローワーク 飯田橋 U-35	●概ね35歳未満の若年求職者の就職に関する職業相談、紹介、求人情報提供 〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター3階	Tel.03(5212)8609 Fax.03(5211)2403		平日 10時～18時30分 第3土曜日 9時～17時 第3土曜日以外の土・日・祝日休み
ハローワーク飯田橋 シニアコーナー	●55歳以上の高齢者専用の職業相談と紹介 〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター1階	Tel.03(5211)2360 Fax.03(5211)2364		平日 9時～18時30分 土・日・祝日休み
東京人材銀行	●管理職、専門職、技術職のための求人受理、職業相談、紹介、求人情報提供 〒100-0006 千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階	Tel.03(3212)1996 Fax.03(3212)6925		平日 9時30分～17時 土・日・祝日休み
上野	〒110-8609 台東区東上野4-1-2	Tel.03(3847)8609(代) Fax.03(3845)3410	台東区	平日(火・金)8時30分～19時 平日(月・水・木) 8時30分～17時15分 土曜日(第2・第4)10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み
品川	〒105-0012 港区芝大門1-3-4 芝大門ビル	Tel.03(3433)8609(代) Fax.03(3433)8610	港区・品川区	平日(月・木)8時30分～19時 平日(火・水・金) 8時30分～17時15分 土曜日(第1・第3)10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み
大森	〒143-8588 大田区大森北4-16-7	Tel.03(5493)8609(代) Fax.03(3762)5050	大田区	平日 8時30分～17時15分 土・日・祝日休み
蒲田ワークプラザ	〒144-0052 大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル4階	Tel.03(5711)8609 Fax.03(5711)8617		平日(火・金)9時～19時 平日(月・水・木)9時～17時 土曜日(第2・第4)10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み
渋谷	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5	Tel.03(3476)8609(代) Fax.03(5458)2756	渋谷区・世田谷区・目黒区	平日(火・金)8時30分～19時 平日(月・水・木) 8時30分～17時15分 土曜日(第2・第4)10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み
マザーズ ハローワーク東京	●子育てと仕事を両立させたい女性の就職支援等 〒150-0002 渋谷区渋谷1-13-7 ヒューリック渋谷ビル3階	Tel.03(3409)8609 Fax.03(5468)0250		平日 9時～17時 土・日・祝日休み
ワークサポートめぐろ (目黒区ふるさと ハローワーク)	〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区役所総合庁舎1階	Tel.03(5722)9326 Fax.03(5773)8156		平日 10時～17時 土・日・祝日休み
新宿	(歌舞伎町庁舎) 〒160-8489 新宿区歌舞伎町2-42-10	Tel.03(3200)8609(代) Fax.03(3232)0031	新宿区・中野区・杉並区	平日 8時30分～17時15分 土・日・祝日休み
	(西新宿庁舎) 〒163-1523 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワービル23階	雇用保険給付課 Tel.03(5325)9580 Fax.03(3340)9025 職業相談 Tel.03(5325)9593 Fax.03(3345)6059		平日(月・木) 8時30分～19時 平日(火・水・金) 8時30分～17時15分 土曜日(第1・第3) 10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み
東京新卒応援 ハローワーク	●大学(院)・短大・高専・専修学校等の学生及び既卒者の就職支援 〒163-0721 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階	Tel.03(5339)8609 Fax.03(5339)8651		平日 10時～18時 土曜日(第1・第3) 10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み
東京外国人雇用 サービスセンター	●外国人留学生、専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人の就職支援 〒163-0721 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階	Tel.03(5339)8625 Fax.03(5339)8654		平日 8時30分～17時15分 土・日・祝日休み
新宿外国人雇用支援・ 指導センター	●日本人の配偶者等、定住者などの就労に制限のない在留資格の方・アルバイトを希望する外国人留学生等の就労支援 〒160-8489 新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿1階	Tel.03(3204)8609 Fax.03(3204)8619		平日 8時30分～17時15分 土・日・祝日休み
東京キャリアアップ ハローワーク (東京非正規労働者 総合支援センター)	●非正規労働者に対する安定した職業に就くための就職支援 〒160-0023 新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル9階	Tel.03(5909)8609 Fax.03(5321)8609		平日 9時～17時 土・日・祝日休み

所名	所在地	TEL(代)・FAX	管轄区域	ご利用時間	
池袋	(本庁舎) 〒170-8409 豊島区東池袋3-5-13	Tel.03(3987)8609(代) Fax.03(3982)5726	豊島区・板橋区・練馬区	平日 8時30分～17時15分 土・日・祝日休み	
	(サンシャイン庁舎) 〒170-6003 豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 3階	雇用保険給付課 Tel.03(5958)8609 Fax.03(3987)5365 職業相談 Tel.03(5911)8609 Fax.03(3987)8622		平日(火・金) 8時30分～19時 平日(月・水・木) 8時30分～17時15分 土曜日(第2・第4) 10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み	
ハローワーク プラザ成増	〒175-0094 板橋区成増3-13-1 アリエス2階	Tel.03(5968)8609 Fax.03(5968)8606		平日 9時～17時 土・日・祝日休み	
ワークサポートねりま (練馬区ふるさと ハローワーク)	〒177-0041 練馬区石神井町2-14-1 石神井公園ビルA棟2階 石神井公園区民交流センター内	Tel.03(3904)8609 Fax.03(3997)1009		平日 9時～17時 土・日・祝日休み	
王子	〒114-0002 北区王子6-1-17	Tel.03(5390)8609(代) Fax.03(5390)0175	北区	平日(月・木) 8時30分～19時 平日(火・水・金) 8時30分～17時15分 土曜日(第1・第3) 10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み	
	赤羽しごとコーナー (北区ふるさと ハローワーク)	〒115-0045 北区赤羽1-1-38 赤羽エコー広場館内	Tel.03(3908)0161 Fax.03(5993)0080		平日 9時～17時 土・日・祝日休み
足立	〒120-8530 足立区千住1-4-1 東京芸術センター6～8階	Tel.03(3870)8609(代) Fax.03(3870)2052	足立区・荒川区	平日(火・金) 8時30分～19時 平日(月・水・木) 8時30分～17時15分 土曜日(第2・第4) 10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み	
	あだちワークセンター	〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所北館2階	Tel.03(3880)0957 Fax.03(5845)2871		平日 8時30分～17時 土・日・祝日休み
	JOBコーナー町屋 (荒川区ふるさと ハローワーク)	〒116-0002 荒川区荒川7-50-9 センターまちや3階ムーブ町屋内	Tel.03(3819)7771 Fax.03(3819)7766		平日10時～18時 土・日・祝日休み
墨田	〒130-8609 墨田区江東橋2-19-12	Tel.03(5669)8609(代) Fax.03(5600)6276	墨田区・葛飾区	平日(月・木) 8時30分～19時 平日(火・水・金) 8時30分～17時15分 土曜日(第1・第3) 10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み	
	青戸ワークプラザ	〒125-0062 葛飾区青戸3-30-6 グルメシティ青戸店3階	Tel.03(3604)8609 Fax.03(3604)8622		平日 9時～17時 土・日・祝日休み
木場	〒135-8609 江東区木場2-13-19	Tel.03(3643)8609(代) Fax.03(5245)5080	江東区・江戸川区	平日 8時30分～17時15分 土・日・祝日休み	
	船堀ワークプラザ	〒134-0091 江戸川区船堀3-7-17 第5トヨタビル6階	Tel.03(5659)8609 Fax.03(5659)8614		平日(火・金) 9時～19時 平日(月・水・木) 9時～17時 土曜日(第2・第4) 10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み
	ほっとワークえどがわ	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所東棟1階	Tel.03(5662)0359 Fax.03(5661)2505		平日 9時～17時 土・日・祝日休み
八王子	〒192-0904 八王子市市安町1-13-1	Tel.042(648)8609(代) Fax.042(648)8613	八王子市・日野市	平日(火・金) 8時30分～19時 平日(月・水・木) 8時30分～17時15分 土曜日(第2・第4) 10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み	
	八王子しごと情報館	〒192-0083 八王子市旭町10-2 八王子TCビル3階	Tel.042(656)4788 Fax.042(656)3957		平日 9時～17時 土・日・祝日休み
	ハローワーク八王子 新卒応援ハローワーク	〒192-0083 八王子市旭町10-2 八王子TCビル6階	Tel.042(631)9505 Fax.042(680)8515		平日 10時～18時 土・日・祝日休み
	ナイスワーク高幡 (日野市ふるさと ハローワーク)	〒191-0031 日野市高幡101番地 日野市立福祉支援センター2階	Tel.042(593)5991 Fax.042(593)5995		平日 9時～17時 土・日・祝日休み
立川	〒190-8509 立川市錦町1-9-21	Tel.042(525)8609(代) Fax.042(524)3013	立川市・国立市・小金井市・ 昭島市・小平市・東村山市・ 国分寺市・東大和市・武蔵村山市	平日 8時30分～17時15分 土・日・祝日休み	
	立川 ワークプラザ	〒190-0012 立川市曙町2-7-16 鈴春ビル5階		平日(月・木) 9時～19時 平日(火・水・金) 9時～17時 土曜日(第1・第3) 10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み	
	東大和就職情報室 (東大和市ふるさと ハローワーク)	〒207-8585 東大和市中央3-930 東大和市役所5階	Tel.042(563)2111 内線1194 Fax.042(590)0115		平日 9時～17時 土・日・祝日休み
	こだいら就職情報室 (小平市ふるさと ハローワーク)	〒187-0043 小平市学園東町1-19-13 小平市福祉会館3階	Tel.042(344)1215 Fax.042(346)2260		平日 9時～17時 土・日・祝日休み
	あきしま就職情報室 (昭島市ふるさと ハローワーク)	〒196-0015 昭島市昭和町3-10-2 昭島市勤労商工市民センター	Tel.042(544)8617 Fax.042(544)8618		平日 9時～17時 土・日・祝日休み

所名	所在地	TEL(代)・FAX	管轄区域	ご利用時間
青梅	〒198-0042 青梅市東青梅3-12-16	Tel.0428(24)8609(代) Fax.0428(24)5528	青梅市・福生市・あきる野市・ 羽村市・西多摩郡	平日 8時30分～17時15分 土・日・祝日休み
あきる野ハローワーク 求人情報コーナー (あきる野市ふるさと ハローワーク)	〒197-0814 あきる野市二宮350 あきる野市役所別館3階	Tel.042(550)0458 Fax.042(550)0451		平日 9時～17時 土・日・祝日休み
瑞穂ハローワーク求人 情報コーナー (瑞穂町ふるさと ハローワーク)	〒190-1221 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335番地 瑞穂町役場庁舎別棟1階	Tel.042(568)5141 Fax.042(556)8679		平日 9時～17時 土・日・祝日休み
三鷹	〒181-8517 三鷹市下連雀4-15-18	Tel.0422(47)8609(代) Fax.0422(49)0601	三鷹市・武蔵野市・西東京市・ 東久留米市・清瀬市	平日 8時30分～17時15分 土・日・祝日休み
東久留米ワークコーナー (東久留米市ふるさと ハローワーク)	〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 東久留米市役所1階	Tel.042(470)7777 内線3221 Fax.042(472)9110		平日 9時～17時 土・日・祝日休み
西東京就職情報コーナー (西東京市ふるさと ハローワーク)	〒188-8666 西東京市南町5-6-13 西東京市役所田無庁舎2階	Tel.042(464)1860 Fax.042(451)6520		平日 9時～17時 土・日・祝日休み
清瀬・ハローワーク 就職情報室 (清瀬市ふるさと ハローワーク)	〒204-0021 清瀬市元町1-4-5 クリアビル4階	Tel.042(494)8609 Fax.042(494)8614		平日 9時～17時 土・日・祝日休み
町田	〒194-0022 町田市森野2-28-14 町田合同庁舎1階	Tel.042(732)8609(代) Fax.042(721)6444	町田市	平日(月・木) 8時30分～19時 平日(火・水・金) 8時30分～17時15分 土曜日(第1・第3) 10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み
府中	〒183-0045 府中市美好町1-3-1	Tel.042(336)8609(代) Fax.042(362)0330	府中市・稲城市・多摩市・ 調布市・狛江市	平日(火・金) 8時30分～19時 平日(月・水・木) 8時30分～17時15分 土曜日(第2・第4) 10時～17時 上記以外の土・日・祝日休み
調布国領しごと 情報広場	〒182-0022 調布市国領町2-5-15 コクティエ2階	Tel.042(480)8103 Fax.042(480)8143		平日 9時～17時 土・日・祝日休み
永山ワークプラザ (多摩市ふるさと ハローワーク)	〒206-0025 多摩市永山1-5 ペルブ永山4階	Tel.042(375)0951 Fax.042(337)8928		平日 9時～17時 土・日・祝日休み

※雇用保険の各種手続き、職業訓練の受講申込み、求人の受付等は平日の午後5時15分まで、土曜日はご利用いただけません。

なお、土曜日開庁ハローワーク及び付属施設において、土曜日が祝祭日と重なる日は閉庁となりご利用いただけません。

※各ハローワークの地図は東京労働局ホームページ（<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）からご覧いただけます。

## 総合労働相談コーナー

平成24年4月1日現在

<b>新宿南総合労働相談コーナー</b> (渋谷区千駄ヶ谷5-27-7 日本フランスウィックビル6階) 最寄駅:新宿南口・代々木東口	Tel. 03(5366)1191 Fax. 03(3225)5027	<ul style="list-style-type: none"> <li>●解雇、雇止め、労働条件、募集、採用、いじめ・嫌がらせ等を含めた労働問題に関するあらゆる分野の相談を、専門の相談員が面談あるいは電話で受け付けます。</li> <li>●また、労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会によるあっせん制度による問題の早期解決を支援します。</li> </ul>
<b>有楽町総合労働相談コーナー</b> (千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10階) 最寄駅:有楽町	Tel. 03(5288)8500 Fax. 03(5288)8501	
<b>東京労働局総合労働相談コーナー</b> (千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階) 最寄駅:九段下	Tel. 03(3512)1608 Fax. 03(3512)1554	
<b>各労働基準監督署内総合労働相談コーナー</b> (所在地はP27一覧参照)	P27の一覧参照	

※総合労働相談はフリーダイヤル(0120-601-556)でもご利用可能です。(都内の一般電話から通話できます。)  
通話は新宿南・有楽町総合労働相談コーナーにつながります。

# 東京労働局 所在地案内

## 東京労働局〔九段第3合同庁舎〕 東京都千代田区九段南1-2-1 12～14階

**14階** 《各課ダイヤルイン》

■ **総務部** | 〒102-8305

総務課	03-3512-1600
会計課	03-3512-1603
企画室	03-3512-1610
総合労働相談コーナー	03-3512-1608

■ **雇用均等室** | 〒102-8305

雇用均等室代表	03-3512-1611
育児・介護、次世代両立支援	03-6893-1100

**12階** 《各課ダイヤルイン》

■ **労働保険徴収部** | 〒102-8307

徴収課	03-3512-1627
適用・事務組合課	03-3512-1628
適用・事務組合課 事務組合室	03-3512-1629

■ **職業安定部** | 〒102-8305

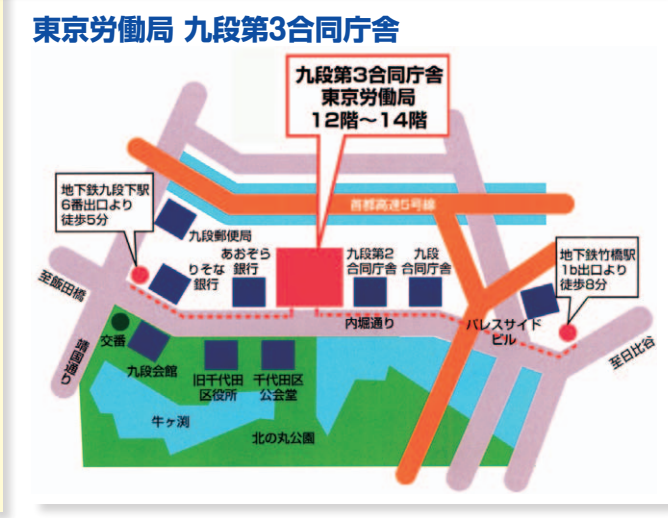
職業安定課	03-3512-1653
職業対策課	03-3512-1664
雇用保険課	03-3512-1670
求職者支援課	03-6684-1700

※各種助成金に関するお問い合わせは  
ハローワーク助成金事務センター(分室)  
(03-3812-9026)  
〔文京区後楽2-3-21住友不動産飯田橋ビル3階〕

**13階** 《各課ダイヤルイン》

■ **労働基準部** | 〒102-8306

監督課	03-3512-1612
外国人労働者相談コーナー	03-3512-1612
労働時間課	03-3512-1613
安全課	03-3512-1615
健康課	03-3512-1616
賃金課	03-3512-1614
賃金相談コーナー	03-3512-1614
労災補償課	
総合案内	03-3512-1617
第三者行為	03-3512-1622
社会復帰促進等事業	03-3512-1620
診療費関係(分室)	03-5812-8391



## 東京労働局〔海岸庁舎〕 〒108-0022 東京都港区海岸3-9-45

《各課ダイヤルイン》

■ **需給調整事業部**

需給調整事業第一課	(申請に関するお問い合わせ)
職業紹介事業係	(Tel 03-3452-1472)
労働者派遣事業係	(Tel 03-3452-1473)
需給調整事業第二課	(Tel 03-3452-1474)

